

周南市徳山中央浄化センター再構築事業 実施方針（案）に関する質問回答（令和4年7月22日公表）

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
1	用語の定義	0					応募者としての企業グループを組成する際、構成企業とするか、応募者企業グループ外の協力企業とするかは、応募者判断に委ねられるという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	用語の定義	0					応募者を構成する企業を「構成企業」と定義されていますが、構成企業の内、SPCに出資する企業と出資しない企業についても定義いただけないでしょうか。例えば、前者は「SPC出資企業」、後者は「協力企業」という定義はいかがでしょうか。	ご意見として承ります。必要に応じて各種定義を設定します。
3	用語の定義 (修繕)	0					「下水道ストックマネジメント支援制度」に基づく国の交付金を活用する修繕は含まない。」とありますが、どのような補助、交付金メニューを活用した修繕を想定されているのでしょうか。	現時点では、社会資本整備総合交付金制度を予定していますが、年度により変更もあるため、その点はご了承願います。
4	用語の定義 (更新)	0					「標準耐用年数」とは、国土交通省平成3年4月23日事務連絡別表に基づいた耐用年数との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	用語の定義	0					用語の定義のうち「・更新」に記載されている「標準耐用年数」とは具体的に何年でしょうか。	No. 4の回答をご参照ください。
6	はじめに	1					「特定事業の選定」とありますが、当事業については特定事業の選定を実施されているため、本事業はPFI事業であると考えますが、このような理解でよろしいでしょうか。	本事業はPFI法に準じた手続きにより進めていますが、あくまでもPFI法の適用を受けないDBO事業となります。
7	既設耐震補強	2	第1	1	(5)		注釈2に記載されている既設耐震補強について、既存の各施設に求められる耐震レベルは、要求水準書（案）において示されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	耐震補強（基礎杭）	2	第1	1	(5)		表1_対象施設・業務に示す再構築対象施設の水処理施設は、脚注の2により既設の耐震補強が認められています。既設水処理施設の耐震補強を実施するに当たり、土木躯体は耐震性能2又は耐震性能2'を満足させる耐震補強を実施します。一方で、基礎杭の耐震補強については、基礎杭に係る耐震補強方法が確立されていない状況を踏まえ、「下水道の地震対策マニュアル2014年版」の記載を基に、液化化後の杭の鉛直支持力がレベル1地震動時に要求される支持力を確保していれば、耐震性能2を満足させるための耐震補強を行わず、現状維持を考えています。この考え方が認められるかどうかを教えてください。	募集要項等に示します。
9	対象施設及び業務	2	第1	1	(5)		監視制御室は、図1・2では「既存施設」に該当し、表1では「既存施設」は「維持管理」のみの業務となっています。再構築対象施設の監視制御装置も既存施設の監視制御室に設置する計画でしょうか。また、監視制御室を再構築対象施設に新設し、既存施設の監視制御室を撤去することは可能でしょうか。	募集要項等に示します。
10	対象施設及び業務	2	第1	1	(5)		水処理施設の再構築後、利用しなくなる再構築対象施設は、全て撤去する必要があるでしょうか。また、利用しなくなる再構築対象施設を撤去する必要がある場合、その費用は本事業費に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、利用しなくなる再構築対象施設は、全て撤去する必要があります。後段については、ご理解のとおりです。
11	対象施設及び業務	2	第1	1	(5)	図1	監視制御室は、管理棟とは別に更新対象外の区分けになっておりますが、新設管理棟において中央監視設備更新の場合、既設の監視制御室は撤去する範囲に含むでしょうか。または、撤去は事業範囲外でしょうか。	撤去範囲については、募集要項等にて改めて提示します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
12	対象施設及び業務	2	第1	1	(5)	図1	監視制御室は、既存施設となっておりますが、管理棟を再構築する際に中央監視設備を更新する事になりますが、既設の監視制御室の撤去は事業範囲外となるのでしょうか。	撤去範囲については、募集要項等にて改めて提示します。	
13	事業施設及び業務	2	第1	1	(5)	図1	監視制御室は、「既存施設」となっていますが、管理棟再構築する際、中央監視設備更新を行った後、既設の監視制御室撤去は事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	撤去範囲については、募集要項等にて改めて提示します。	
14	業務の範囲	2	第1	1	(5)	図1	図1で監視制御室が既存施設に分類されていますが、既設監視制御設備は流用と考えてよろしいでしょうか。	自由競争の阻害を防止するため、流用は考えていません。	
15	業務の範囲	2	第1	1	(5)	図1	図1で監視制御室が既存施設に分類されていますが、監視制御室の耐震は事業期間保たれると判断してよろしいでしょうか。	監視制御設備は、新管理棟に配置するため、耐震補強工事は予定していません。	
16	維持管理業務の 分担	2	第1	1	(5)	表1	「表1 対象施設・業務」水処理施設は再構築対象施設に含まれていますが、再構築中は既存施設を使用するのでしょうか。	ご理解のとおりです。	
17	維持管理業務の 分担	2	第1	1	(5)	表1	再構築されるまでの水処理施設の維持管理対象施設に含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。	
18	維持管理業務の 分担	2	第1	1	(5)	表1	既存施設が維持管理期間中に、今回業務とは別に再構築される可能性はありますか。	ご理解のとおりです。	
19	対象施設及び業務	2	第1	1	(5)	表1	新汚泥処理施設の運転維持管理業務は本事業の維持管理業務に含まれ、し尿の受入も実施されるのでしょうか。	新汚泥処理施設の運転維持管理は本事業に含まれます。し尿の受入に関しては別途業務となります。	
20	業務の定義	2	第1	1	(5)	表1	表1にある「維持管理」の具体的業務内容をご提示願います。再構築対象施設と既存施設で管理レベルは同じなのでしょうか。	募集要項等に示します。	
21	既設耐震補強	2	第1	1	(5)	表1	脚注2	既設耐震補強及び流入渠、導水渠等の切り替え工事を含む、とありますが、「既設施設を活用する場合に行う既設耐震補強、及び流入渠、導水渠等の切り替え工事を含む」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	対象施設	2	第1	1	(5)	表1	注記2	既設耐震補強工事の対象施設図面等について情報開示はいつ頃のご予定でしょうか。	調整のため、現時点では未定です。
23	対象施設	2	第1	1	(5)	表1	注記2	流入渠は再構築対象外ですが、切替工事とはどのような内容なのか具体的にご提示いただけないでしょうか。また、導水渠の位置をご提示いただけないでしょうか。	前段については、事業者の提案に委ねます。後段については、既存資料の開示を予定しています。
24	業務の範囲	2	第1	1	(5)	表1	図1 図2	図1/2で電気室と機械濃縮棟は既存施設となっています。受変電設備や自家発電設備が設置されていますが、本事業での既設改造等の対応は含まれないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業者からの改造等の提案は可とします。
25	対象施設及び業務	2	第1	1	(5)	表1 図1		水処理施設の第1系統、第2系統ともに再構築・撤去するか、既設耐震補強を実施するかは、事業者の判断に委ねるといえるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	事業施設及び業務	2	第1	1	(5)	表1 図1		管理棟が「再構築、維持管理」対象施設となっておりますが、管理棟を再構築する際、監視制御室への維持管理動線確保等の維持管理上必要な処置は、本事業範囲内と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	事業施設及び業務	2	第1	1	(5)	表1 図1		水処理施設の再構築は、「1、2」と表1で表現して頂いているので、1系、2系水処理施設を「再構築・撤去」するか、「既設耐震補強等を実施するか」は、民間事業者の判断と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
28	対象施設及び業務	2	第1	1	(5)	表1 図1 図2	注釈2	「再構築」の水処理施設について既設耐震補強を行い、既設水処理施設が所定の処理能力と貯留能力を満足する場合、図2に記載のある水処理施設（再構築後）を構築しないという選択肢はございますでしょうか。また、その選択肢がある場合、所定の維持管理期間（または必要使用期間）後に撤去費を見込む必要がありますでしょうか。	前段については、募集要項等に示す条件を満足する場合、図2に記載の水処理施設を構築する必要はありません。後段については、所定の維持管理期間後の撤去費は不要です。
29	事業施設及び業務	3	第1	1	(5)	図2		再構築後の事業範囲を示した図2において、既設水処理施設（1系、2系とも）は撤去された図となっています。既設水処理施設に関して、既設耐震補強を実施した場合、本事業では、撤去対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	既設図面	3	第1	1	(5)	図2		場内の既設配管図や土木図面は提供してもらえるのでしょうか。	本市が所有する図面等は貸出予定です。
31	維持管理業務	3	第1	1	(6)			維持管理業務における保守点検業務、修繕業務の対象について、事業者の分担には建築及び土木構造物は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	含まれます。詳しくは募集要項等に示します。
32	特定事業の業務内容	3	第1	1	(6)	①		事業者が行う業務内容①には工事監理業務は含まれていないと理解してよろしいでしょうか。また、含まれていない場合、市側で実施されるとの考えでよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
33	維持管理業務	3	第1	1	(6)	②		表2_維持管理業務の分担に対して、ウの修繕業務の分担が市と事業者となっております。基本的な考え方としては、新設に係る修繕業務を事業者が担い、既設の修繕業務を市が担うという理解でよろしいでしょうか。若しくは軽微な修繕を事業者が担い、大規模修繕等を市が担うという理解となるのでしょうか。	交付金を用いるような大規模修繕等は、本事業対象外となります。修繕業務に関しては、募集要項等に示します。
34	維持管理業務	3	第1	1	(6)	②		表2_維持管理業務の分担に対して、ユーティリティが含まれていません。ユーティリティを含まない理由について教えてください。	募集要項等に示します。
35	特定事業の業務内容	3	第1	1	(6)	②		維持管理業務のユーティリティー（薬品、凝集剤、燃料等）の調達及び管理も業務内容に含まれるのでしょうか。	募集要項等に示します。
36	表2 維持管理業務の分担	3	第1	1	(6)	②		表中の「ウ修繕業務」とありますが、修繕業務の区分はどのように選定されたのかご教示願います。	募集要項等に示します。
37	維持管理業務の分担	3	第1	1	(6)	②		本事業の維持管理業務に関わるユーティリティ費（電気代や薬品費等）の記載がありません。ユーティリティ費の負担は、市の範囲と考えてよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。
38	維持管理業務の分担	3	第1	1	(6)	②		「表2 維持管理業務の分担」において、「ウ 修繕業務」の分担が「市、事業者」となっていますが、これは用語の定義にある交付金対象の修繕が市、その他の修繕は事業者との理解でよいでしょうか。	募集要項等に示します。
39	業務の分担	3	第1	1	(6)	②	7	運転業務に関して、運転に必要なユーティリティー（水道、電気など）の費用負担の考え方についてご教示願いたい。	募集要項等に示します。
40	業務の分担	3	第1	1	(6)	②	ウ	修繕業務に関して、分担欄に「市、事業者」とあるが、具体的にどのような分担になるのかご教示いただきたい。	募集要項等に示します。
41	維持管理業務の分担	3	第1	1	(6)	②	ウ	修繕業務は「市、事業者」の双方の分担となっておりますが、市と事業者が分担する修繕業務の内容は、別途明示されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	特定事業の業務内容	3	第1	1	(6)	②	ウ	市と事業者の修繕業務範囲（区分）をご教示下さい。	募集要項等に示します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
43	特定事業の業務内容	3	第1	1	(6)	②	ウ	分担当が市となる修繕業務範囲に対して、事業者として配慮すべきことがありましたらご教示願います。	特に配慮すべきことはありません。ただし、修繕対象となる機器に関する点検データ等の提供及び設備に関する提案などがあればお願いします。
44	修繕業務の分担	3	第1	1	(6)	②	ウ	修繕業務の分担に貴市が規定されているのは、既存施設の修繕については貴市の分担であるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。
45	維持管理業務の分担	3	第1	1	(6)	②	エ	維持管理業務の分担に電力調達については記載がありませんが、これは貴市の分担になるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。
46	維持管理業務の分担	3	第1	1	(6)	②	エ	維持管理業務の分担に薬品調達については記載がありませんが、これは貴市の分担になるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。
47	維持管理業務の分担	3	第1	1	(6)	②	ウ	修繕業務の分担は、「貴市と事業者」とありますが、これは再構築対象施設の修繕業務は事業者の分担であり、再構築対象施設以外の修繕業務については小修繕のみが事業者の分担であるという理解でよろしいでしょうか。また上記の理解が正しい場合に、小修繕の定義（例えば、1件あたり●●円以下かつ年間■●円以下）についてご提示いただけないでしょうか。	募集要項等に示します。
48	特定事業の業務内容	3	第1	1	(6)	②	ウ	維持管理業務の修繕業務が、分担：市、事業者と記載されているので、レベル2.5程度の対応を想定していると考えてよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。
49	特定事業の業務内容	3	第1	1	(6)	②		維持管理業務の詳細な内容は、今後、募集要項／要求水準等で明示されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	維持管理業務の分担	3	第1	1	(6)	②	ア	運転業務に必要なユーティリティ（水道、電気等）の費用負担はどのようにお考えでしょうか。	募集要項等に示します。
51	業務内容	3	第1	1	(6)	②	ア	運転管理の現状が不明です。提案書作成用に、今までの運転管理業務の発注仕様書、履行計画書、各業務報告書は公表されるのでしょうか。	運転管理業務関係書類は、可能な限り公表する予定です。
52	業務内容	3	第1	1	(6)	②	ア	運転管理の現状が不明です。現業者へのヒアリングを行うことは可能でしょうか。	現業者へのヒアリングは、予定していません。
53	業務の定義	3	第1	1	(6)	②	イ	保守点検業務の具体的内容をご提示願います。	募集要項等に示します。
54	維持管理業務の分担	3	第1	1	(6)	②	ウ	「表2 維持管理業務の分担」中、修繕業務の分担については「市、事業者」となっています。市と事業者の振り分けの基準はどのようになるのでしょうか。	募集要項等に示します。
55	維持管理業務の分担	3	第1	1	(6)	②	ウ	既存施設の修繕業務が含まれておりますが、修繕計画書や過去の修繕履歴（費用も含む）などの資料をいただけますでしょうか。	可能な限り公表する予定です。
56	維持管理業務の分担	3	第1	1	(6)	②	ウ	修繕業務は、更新計画と整合性をとっていくという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	維持管理業務の分担	3	第1	1	(6)	②	ウ	修繕業務の分担が市、事業者になっておりますが、一件当たりの金額が一定額以下の修繕等は事業者が実施することを想定していると考えてよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。
58	修繕業務	3	第1	1	(6)	②	ウ	「ウ修繕業務」の分担に「市、事業者」とありますが、市が分担する修繕業務と事業者が分担する修繕業務を具体的にご教示ください。	募集要項等に示します。
59	業務の定義	3	第1	1	(6)	②	ウ	修繕業務の具体的内容をご提示願います。	募集要項等に示します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
60	業務の定義	3	第1	1	(6)	②	ウ	市と事業者の業務所掌区分、区分の基準をご提示願います。	募集要項等に示します。	
61	維持管理業務の 分担	3	第1	1	(6)	②	エ	その他業務は、水質分析、清掃の他にどのような業務を想定されているでしょうか。	募集要項等に示します。	
62	維持管理業務の 分担	3	第1	1	(6)	②	エ	その他業務には、ユーティリティ（薬品、燃料、消耗資機材、電力）などの調達も含まれるのでしょうか。	募集要項等に示します。	
63	維持管理業務の 分担	3	第1	1	(6)	②	エ	ユーティリティの調達では、受託者側のインセンティブは認められるのでしょうか。	募集要項等に示します。	
64	業務の具体的 内容	3	第1	1	(6)	②	エ	その他業務の内容が不明ですので、具体的にご提示願います。	募集要項等に示します。	
65	設計・建設期間 を短縮する提案	4	第1	1	(8)			「設計・建設期間は工期短縮の事業者提案を可能とする」との記載につきまして、工期短縮の提案は事業者選定における評価項目でしょうか。また、評価項目の場合、工期短縮の日数が多い方が優位に評価されるのでしょうか。	評価項目に関しては、今後、事業者選定委員会で決定するため、現時点でお示しできるものではありません。	
66	維持管理期間に ついて	4	第1	1	(8)			「事業者が設計・建設期間を短縮する提案をした場合においても、維持管理期間は上記期間を変更しない」とありますが、維持管理期間が早まった期間の維持管理費用は事業者負担となるのでしょうか。	維持管理費に関しては、ある一定期間で見直しを考えていますので、募集要項等に示します。	
67	事業期間	4	第1	1	(8)			事業者が設計・建設期間を短縮する提案をした場合、実際に早期に設計・建設工事が終了したとしても、維持管理期間の始期は令和6年10月、終期は令和32年3月から変更しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
68	工期短縮に係る 劣化リスク	4	第1	1	(8)			ただし書きにおいて、設計・建設期間を短縮する提案をした場合においても、維持管理期間の変更を行わないとあります。一方で、工期短縮を行うと、新設水処理施設等の運転開始時期が早まることで、施設及び設備の経過年数が長くなり施設及び設備の劣化リスクを事業者が負担することになります。 また、同項の(11)で示す事業期間終了時の措置としては、事業期間終了後1年以内に更新を要することがない状態で、市へ引き継ぐことが要件として課されています。工期短縮のメリットと施設及び設備の劣化リスクのデメリットが混在することになりますが、工期短縮の提案を行う上で、施設及び設備の劣化リスクの考え方を教えてください。	事業者側が検討し、提案されることを期待しています。	
69	事業期間	4	第1	1	(8)			設計・建設期間の工程短縮提案をした場合でも、維持管理期間は変更しないとの記載になっていますが、設計・建設期間の工程短縮を行い、既設設備の撤去期間が前倒しとなった場合、既設設備の保守点検、修繕業務に関わるコストが縮減出来ると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
70	事業期間	4	第1	1	(8)			設計・建設期間の令和13年9月（予定）を自責ではない事情で超過した場合、維持管理期間は令和32年3月（予定）のまま変更はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
71	維持管理内容	4	第1	1	(8)			①の期間は主に既存設備を維持管理することになりますが、②と維持管理内容は変わるのででしょうか。	①の期間と②の期間の維持管理の内容は、募集要項等に示します。	

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
72	設計・建設期間を短縮した場合の評価	4	第1	1	(8)			設計・建設期間の短縮提案をした場合でも、維持管理期間の変更はない設定ですが、この場合、短縮提案をした事業者の維持管理ボリュームが増加し、単純な金額評価では短縮提案を行った事業者が不利になることが考えられます。この点はどのような取扱いをお考えでしょうか。	工期を短縮するかどうかは、事業者の判断に委ねます。金額の評価は、事業者選定委員会で決定します。
73	設計・建設期間	4	第1	1	(8)	①		「設計・建設期間」とありますが、撤去業務も含めた期間との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	設計・建設期間	4	第1	1	(8)	①		設計・建設期間が令和6年1月～令和13年9月（約8年間）（予定）とありますが、週休2日での期間との理解でよろしいでしょうか。	本市で公表中の要領に準じてください。
75	設計・建設期間	4	第1	1	(8)	①		令和13年9月までに再構築対象施設を引渡しするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細な工程は募集要項等に示します。
76	設計・建設期間	4	第1	1	(8)	①		再構築対象施設の部分引渡しは可能との理解でよろしいでしょうか。	現時点では、部分引渡しを考えていません。
77	事業期間	4	第1	1	(8)	①		再構築対象施設の撤去が必要となる場合、設計・建設期間である「令和6年1月～令和13年9月（約8年間）」の間に実施する計画でしょうか。既存の水処理施設の撤去が必要となる場合、維持管理期間（令和13年10月以降）に撤去するものとして計画してもよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、既存の水処理施設の撤去も、設計・建設期間である「令和6年1月～令和13年9月（約8年間）」の間に実施します。
78	事業期間	4	第1	1	(8)	②		維持管理期間は令和6年10月から開始（予定）と記載されておりますが、引継ぎ業務期間は設ける予定でしょうか。	ご理解のとおりです。維持管理業務委託契約締結の令和6年1月から9月末までが引継ぎ期間の予定です。
79	事業期間	4	第1	1	(8)	②		令和6年10月から再構築対象施設の供用開始までの期間は、既存の水処理施設の維持管理業務が含まれます。本事業に係る維持管理費を算出するためには、現在の維持管理業者に要している工数、経費等が必要となりますが、現在の維持管理費用の算出に必要な情報は全て開示されるものと考えてよろしいでしょうか。	可能な限り公表する予定です。
80	事業期間	4	第1	1	(8)	②		設計・建設期間と維持管理期間が明示されておりますが、契約不適合責任期間の開始はいつから、また何年間を想定されておりますか。ご教示ください。	募集要項等に示します。
81	維持管理期間	4	第1	1	(8)	②		維持管理期間は令和6年10月～令和32年3月（約26年間）とありますが、令和6年10月～令和13年9月（再構築対象施設が稼働する前）と令和13年10月～令和32年3月（再構築対象施設が稼働した後）では維持管理業務の内容は同一との理解でよろしいでしょうか。	No. 71の回答をご参照ください。
82	維持管理期間	4	第1	1	(8)	②		事業者が設計・建設期間を短縮する提案をした場合でも、維持管理期間は提示されている期間を変更しないとありますが、これは新水処理施設の完成を早めても、市が事業計画に想定する新水処理施設の運転開始時期の前倒しをせず、既設水処理施設を決められた時期まで運転する必要があるとの理解でしょうか。それとも、既設水処理施設の維持管理期間と新水処理施設の維持管理期間の合計（令和6年10月～令和32年3月）は変更しないが、新水処理施設の運転開始時期は事業者の提案に応じて変更可能との理解で良いでしょうか。	後者です。新水処理施設が完成した場合、速やかに切替を行うことで問題ありません。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
83	事業期間終了時の措置	4	第1	1	(11)		「対象施設の全てにおいて、事業期間終了後1年以内に更新を要することがない状態で、市に引き継ぐものとする」との記載につきまして「更新を要する状態」とは具体的にどのような状態でしょうか。用語の定義のとおり「標準耐用年数」を超えないという認識でよろしいでしょうか。	事業期間終了後1年以内は、更新を要することなく、要求水準書に記載の性能を満足させる状態とさせていただきます。詳細は募集要項等に示します。
84	事業期間終了時の措置	4	第1	1	(11)		「対象施設の全てにおいて、事業期間終了後1年以内に更新を要することがない状態で、市に引き継ぐものとする」との記載につきまして、再構築の対象外である既存施設については、事業期間終了後1年以内に「標準耐用年数」を超えないとの認識でよろしいでしょうか。	再構築の対象外である既存施設についても、事業期間終了後1年以内は、更新を要することなく、要求水準書に記載の性能を満足させる状態とさせていただきます。詳細は募集要項等に示します。
85	事業期間終了時の措置	4	第1	1	(11)		「対象施設の全てにおいて、事業期間終了後1年以内に更新を要することがない状態」とありますが、具体的な健全度等をご教示願います。	No. 83の回答をご参照ください。
86	事業期間終了時の措置	4	第1	1	(11)		「対象施設の全てにおいて、事業期間終了後1年以内に更新を要することが無い状態で、市に引き継ぐものとする。」とありますが、事業期間内において、適切な設備の改築、更新等がなされるものと考えてよろしいですか。	No. 83の回答をご参照ください。
87	事業期間終了時の措置	4	第1	1	(11)		「更新を要することが無い状態」とは、再構築施設において、事業終了後に修繕や部分的な設備更新は発生すると考えますが、このような理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。
88	事業期間終了時の措置	4	第1	1	(11)		再構築対象施設に耐震補強等を施して、既存の水処理施設を活用することは認められるものと考えますが、本事業期間終了時（令和32年3月）においても、これらの施設は存置してもよろしいでしょうか。また、事業期間終了後は、本事業の再構築対象施設に区分される施設の責任は、全て市に帰属することになるものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、事業期間終了後1年以内に更新を要することがなく、要求水準書に記載の性能を満足させる状態で存置し、市へ引き継いでください。後段については、ご理解のとおりです。
89	事業期間終了時の措置	4	第1	1	(11)		対象施設の全てにおいて、事業期間終了後1年以内に更新を要することが無い状態で、市へ引き継ぐもの。とありますが、万が一更新が必要となった場合はどのような対応をする必要があるのでしょうか。ご教示ください。	募集要項等に示します。
90	事業期間終了時の状態	4	第1	1	(11)		既存施設については別途、市にて修繕や更新を事業期間内に行うものと考えて宜しいでしょうか。	募集要項等に示します。
91	事業期間終了時の措置	4	第1	1	(11)		「対象施設の全てにおいて、事業期間終了後1年以内に更新を要することがない状態で、市へ引き継ぐものとする。」とありますが、事業終了時の健全度の評価方法については受託者の判断との理解でよろしいでしょうか。事業費積算にあたり統一した条件のもとに算出したく一定の指標をご提示いただけないでしょうか。（ex. 法定耐用年数など）	募集要項等に示します。
92	事業期間終了時の措置	4	第1	1	(11)		「また、～、事業期間終了後1年以上更新を要することがない状態で、～」とありますが、更新を要することがない状態とは、計画的な修繕などは含まないとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。
93	事業期間終了時の措置	4	第1	1	(11)		事業終了後1年以内に更新を要することがない状態で、貴市へ引き継ぐとありますが、事業終了時に貴市と事業者立会いのもと、機能確認を実施し、問題がないことを確認するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
94	事業期間終了時の措置	4	第1	1	(11)		事業終了後1年以内に更新を要することがない状態で、市へ引き継ぐとありますが、1年以内に更新が必要となった原因が、終了後の維持管理者の責任が明確な場合（運転操作ミス等）は、事業者の責はないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	事業期間終了時の措置	4	第1	1	(11)		事業終了後1年以内に更新を要することがない状態で、市へ引き継ぐとありますが、経年劣化等は考慮して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	事業期間終了時の措置	4	第1	1	(11)		対象施設については、事業期間終了後1年以内に更新を要しない状況で市に引き継ぐとなっておりますが、再構築をしない既存施設も含むということでしょうか。	募集要項等に示します。
97	地元経済への配慮	4	第1	1	(12)		「地元企業とは、貴市内に本店が所在する企業」であり、「貴市内に支店・営業所等のみが所在する企業は地元企業には含まない。」との理解で宜しいでしょうか。	募集要項等に示します。
98	地域経済への配慮	4	第1	1	(12)		「～評価項目の設定等を予定している～」とありますが、評価対象となる期間については、工事中及び再構築後も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。
99	地元経済への配慮	4	第1	1	(12)		地元経済への貢献や地元企業の育成に資するための評価項目の設定等を予定している。とありますが、地元企業を協力企業として参画させた場合に加点要素がある等でしょうか。また、協力企業は複数のグループに重複して申請することも可能となるのでしょうか。また、協力企業の参画申請には関心表明等が必要となるのでしょうか。ご教示ください。	募集要項等に示します。
100	特定事業の選定	5	第1	2	(1)		特定事業に選定されなかった場合の今後の事業の進め方とスケジュールをご教示願います。	特定事業に選定されなかった場合に示します。
101	選定基準	5	第1	2	(1)		「市は、自らが本施設の設計・建設及び維持管理をした場合の事業期間を通じた市の財政負担の見込額の現在価値（以下「PSC」という。）とDBO方式として事業者による本施設の設計・建設及び維持管理をした場合の事業期間を通じた市の財政負担の見込額の現在価値を比較」とありますが、応募が想定される企業へのヒアリングや見積徴収は実施されますでしょうか。	実施の予定はありません。
102	選定基準	5	第1	2	(1)		失格基準価格や提案上限額等の設定はされるのでしょうか。ご教示ください。	提案上限額は募集要項にて公表予定です。失格基準価格等は、事業者選定委員会にて決定します。
103	特定事業の選定方法	5	第1	2	(1)		PSCの算出を行った時期（年月）についてご提示いただけないでしょうか。	PSCは、特定事業の選定の公表時点における最新の諸条件を元に算定します。
104	特定事業の選定方法	5	第1	2	(1)		昨今、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の物価が非常に高騰していることを踏まえ、国交省から「品確法の主旨を踏まえて、積算に用いる資材単価等は、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を用いること。」との主旨の通達があります。上記を踏まえ、PSCは11月に予定している募集要項等の公表までに最新の単価にて算出されるとの理解でよろしいでしょうか。（昨今の状況を鑑み、数年前の物価でPSCを算出し、それを基に上限価格を設定することは、事業者にとってあまりに酷な条件となり事業参画が不可能になることをご理解いただきたく願います。）	ご理解のとおりです。併せて、No. 103の回答をご参照ください。
105	特定事業の選定方法	5	第1	2	(1)		PSCの内訳や算出根拠については、優先交渉権者の決定時点で公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	優先交渉権者の決定時点で公表する予定はありません。



No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
106	特定事業の選定方法	5	第1	2	(1)		VFMの算出根拠について明確にご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。(明確な根拠が欠落したままに過大なVFMを設定することは、事業者にとって酷な条件になるため、算出根拠を公表いただきたくお願いします。)	他のPFIの事例における特定事業の選定で公表されているものと同等のものを公表します。
107	評価方法	5	第1	2	(2)		「市自らが本施設の設計・建設及び維持管理をした場合と、DBO方式として事業者の実施にこれらの実施を委ねた場合において、達成される成果の水準を同一として市の財政負担の縮減が期待できる場合にVFMがあるものと評価する。」とありますが、貴市自らが本施設の設計・建設及び維持管理をした場合の見込額は募集要項公開時に公表されるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項の公開時は、提案上限額を公表する予定です。
108	選定結果の公表	5	第1	2	(3)		「また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合であっても同様に公表する。」とありますが、最終的に貴市として事業自体をDBO方式で行わない選択肢を残しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	事業者の募集及び選定	6	第2	1			事業者の募集及び選定について「公募型プロポーザル方式」とありますが、建設工事の公共調達にて競争参加者の設定方法として、入札参加方式ではなく随意契約(公共工事の品質確保の促進に関する法律第14条)を意味しているとの理解で宜しいでしょうか。随意契約としての「公募型プロポーザル方式」を採用される場合の根拠規程(地方自治法234条及び同施行令167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとの判断基準として貴市にて定めておられる内規又はガイドライン等)の内容をご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、公募型プロポーザル採用の判断基準はご記載のとおりですが、本事業の場合は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づきます。なお、内規やガイドラインは公表しません。
110	事業者の募集及び選定	6	第2	1			「～応募者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで事業者を選定する」とありますが、応募者の参加資格要件を満たせば、不利な制限を被ることなく健全な競争環境のもとでコンソーシアム組成ができるものと理解します。今後公表予定されている要求水準書案等に、特定の応募者のみが有利となるような仕様や条件は付加されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	提案審査	6	第2	2	(2)		「～、その他の条件を総合的に評価し、最も評価点の高い者を優先交渉権者及び第2位の者を次点交渉権者として決定する。」とありますが、評価点が同点の場合の取り扱いについて、ご提示いただけないでしょうか。	募集要項等に示します。
112	二次審査提案書提出期間	7	第2	3			「表3 事業者の募集・選定スケジュール(予定)」において「二次審査提案書提出期間」の年月(予定)が「同上(令和5年)4月初旬～6月下旬」と記載されていますが、6月下旬が最終受付期限と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、変更する場合があります。
113	事業者の選定手順	7	第2	3			表3に事業者の募集・選定スケジュール(予定)がありますが、他工事等の兼ね合いなどから、記載日程から遅れる見込みがあるかご教示願います。	選定スケジュールどおりに実施することを想定していますが、変更する場合があります。
114	事業者の選定手順	7	第2	3			スケジュールは予告なく変更することがあるとの記載がありますが、スケジュールの変更により、基本契約等の各種契約が遅れ、設計・建設業務の開始、維持管理業務の開始時期が遅れることもあるというお考えでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
115	事業者の選定手順	7	第2	3				募集要項等の公表が令和4年11月初旬に予定されていますが、再構築事業の予定価格も同時に公表されるのでしょうか。同時期に公表されない場合、予定価格はいつ頃公表される予定でしょうか。	No. 102の回答をご参照ください。
116	予定価格等	7	第2	3				令和4年11月初旬に予定されている「特定事業の選定、募集要項等の公表」において、予定価格及び低入札価格調査制度の適用有無について公表されると理解してよろしいでしょうか。	No. 102の回答をご参照ください。
117	予定価格等	7	第2	3				予定価格が公表される場合、設計・建設と維持管理業務のそれぞれにおいて予定価格が設定されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	事業者の選定手順	7	第2	3				「表3事業者の募集・選定スケジュール(予定) 競争的対話」とありますが、競争的対話の実施回数は「1応募者あたり3回程度」を予定されているとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等又は対話の実施要領（資格審査を通過した応募者へ個別配付）に示します。
119	事業者の選定手順	7	第2	3				「表3事業者の募集・選定スケジュール(予定) 競争的対話」とありますが、競争的対話で協議する具体的事項、想定されている必要な提出書類およびご回答いただける時期について、募集要項にてご提示いただけないでしょうか。	No. 118の回答をご参照ください。
120	事業者の選定手順	7	第2	3				スケジュールは予告なく変更することがあるとの記載がありますが、スケジュールの変更により、維持管理業務の開始時期が遅れたとしても、維持管理期間の約26年間は変更されないという考えでよろしいでしょうか。	維持管理業務の開始時期が遅れたとしても、維持管理期間の終期（令和32年3月）は変更しません。
121	要求水準書の公表	7	第2	4	(1)			令和4年11月初旬頃に、・・・要求水準書(案)、・・・を公表する予定である。とのことですが、前項の表3では令和4年8月初旬に要求水準書(案)が公表されることとされており、要求水準書(案)は令和4年8月に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、募集要項等の公表までに要求水準書(案)を修正することがあります。
122	応募手続き等	7	第2	4	(1)			募集要項等の公表として、要求水準書(案)についても「令和4年11月初旬頃」に公表する予定であると記載がありますが、表3によると令和4年8月初旬に公表予定となっています。令和4年8月初旬が正であり、令和4年11月初旬には修正された「要求水準書」が公表されるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、(案)がとれるのは、競争的対話を終える令和5年4月初旬の予定です。
123	応募手続き等	7	第2	4	(1)			募集要項等とともに公表される契約書(案)は、必要に応じて、修正・追記等の協議はしていただけるのでしょうか。	原則は公表した案のとおりとしますが、事業者の提案等により内容の一部を協議により変更する場合があります。
124	募集要項等の公表	7	第2	4	(1)			募集要項等の公表時に、上限価格について公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 102の回答をご参照ください。
125	募集要項等の公表	7	第2	4	(1)			「令和4年11月初旬頃、募集要項、要求水準書(案)、優先交渉権者選定基準、契約書(案)、様式集等を公表する予定である。」とありますが、各公表資料に齟齬があった場合の優先度については、募集要項の公表時に提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	募集要項等の公表	7	第2	4	(1)			令和4年11月初旬ごろに、募集要項、要求水準書(案)を公表とありますが、要求水準書(案)は8月初旬ごろに公表され、11月初旬ごろに公表されるのは要求水準との理解でよろしいでしょうか。	No. 122の回答をご参照ください。
127	参加表明書及び資格審査書類の提出	7	第2	4	(5)			応募者が1グループのみであった場合でも、事業者の選定は中止とせずに継続して行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
128	競争的対話の実施	8	第2	4	(6)		競争的対話の結果、要求水準、募集要項が変更されることは有り得るのでしょうか。変更があった場合は終了宣言時に公表されるのでしょうか。	募集要項については、公表以降、原則として修正しません。要求水準書については、ご理解のとおりです。
129	競争的対話の実施	8	第2	4	(6)		競争的対話の実施によって、要求水準書(案)の内容が変更可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	競争的対話の実施	8	第2	4	(6)		技術的対話の内容は評価の対象とならないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	競争的対話の実施	8	第2	4	(6)		「競争的対話」を2~3回程度実施されるお考えはございますでしょうか。	No.118の回答をご参照ください。
132	競争的対話の実施	8	第2	4	(6)		競争的対話の結果は、その後に実施される第二次審査における評価点に影響を与えるものとなるのでしょうか。	競争的対話は、募集要項等の理解に対して齟齬がないかの確認が目的であることから、評価点への影響はありません。
133	競争的対話の実施	8	第2	4	(6)		「終了宣言として公表する」とありますが、公表する内容は、事業側と市側で合意した内容について、公表されると考えますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。対話の内容のうち、事業全体に関わると市が判断したものについては、公表します。応募者の提案や技術ノウハウに係る内容と市が判断したものは公表しません。なお、議事録の公表前には、応募者に記載内容の確認を行います。
134	応募手続き等	8	第2	4	(6)		競争的対話の結果は、期間終了後、終了宣言として公表するとのことですが、応募者と貴市との競争的対話での協議内容も公表するという考えでしょうか。	No.133の回答をご参照ください。
135	競争的対話の実施	8	第2	4	(6)		競争的対話については、暫定の提案書を提出の上、その内容について対話を行う形式でしょうか。それとも提案書の提出はなく、事業者が確認したい事項等について対話を行う形式でしょうか。	No.118の回答をご参照ください。
136	競争的対話	8	第2	4	(6)		競争的対話の内容(議事録)は公表されないという理解でよろしいでしょうか。	No.133の回答をご参照ください。
137	競争的対話の実施	8	第2	4	(6)		競争的対話の結果は、期間終了後、終了宣言として公表するとありますが、事業者のノウハウや、提案内容が類推される恐れのある内容については公表されないとの理解でよろしいでしょうか。	No.133の回答をご参照ください。
138	応募手続き等	8	第2	4	(7)		提案書の提出に関して、令和5年4月初旬~6月下旬と記載があります。提出期間が、なぜ、3ヶ月も設定されているか、ご教示願います。1度提案書を提出した内容に関して、改善提案等を求める等の意図があるのでしょうか。	競争的対話終了後の4月初旬から提案書提出の受付を開始し、最終期限は6月下旬となる見込みです。また、改善提案を求める予定はありません。
139	提案書の提出	8	第2	4	(7)		応募者は提案書を提出するまでは、応募に関する一切の義務や責任を負わないとの理解でよろしいでしょうか。また、応募の辞退について詳細は募集要項にてご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	応募手続き等	8	第2	5	(1)		応募者の「代表企業の変更は認めない」となっていますが、応募者グループ・「基本協定」の代表企業、「基本契約」の代表企業、「建設工事請負」の親企業、「維持管理業務委託契約」の代表企業はそれぞれ異なってもよろしいでしょうか。	原則として、代表企業は応募者につき1者となり、各契約で代表企業が異なる想定はありません。
141	応募者の構成	8	第2	5	(1)	①	「1企業で複数の業務を兼ねることは可」とありますが、応募者が1企業でも良いという理解でも良いでしょうか。	全ての業務及び工種において、参加資格要件を1者で満足できる場合は問題ありません。
142	応募者の参加資格要件	8	第2	5	(1)	③	代表企業は、維持管理企業、建設企業などの業種に関わらず定めることができるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
143	応募者参加資格要件	8	第2	5	(1)	⑤	代表企業の変更は認めないとあるが、代表企業が資格要件を喪失した場合、応募者グループの取り扱いはいかがとなりますでしょうか。	原則として、失格となります。
144	応募者の参加資格要件	8	第2	5	(1)	⑤	「代表企業の変更は認めない。」とありますが、代表企業を変更せざるを得ないような事態が発生した場合は、救済措置は一切なく、本事業への参加資格を失うということでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	応募者の構成	8	第2	5	(1)	⑥	構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が認めた場合に限り変更を認めるものとするが、市が認める「やむを得ない事情」を具体例をご教示頂けないでしょうか。	「やむを得ない事情」は応募者に起因するものであるため、事前に想定するものではありません。個別具体の事象に応じて市が判断します。
146	応募者の参加資格要件	8	第2	5	(1)	⑥	「やむを得ない事情」と貴市が認めることが可能性として想定される典型例等をご教示願います。	No. 145の回答をご参照ください。
147	応募者の構成	8	第2	5	(1)	⑥	参加表明書及び資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。とありますが、やむを得ない事情とはどのような事情でしょうか。ご教示願います。	No. 145の回答をご参照ください。
148	参加資格要件	8	第2	5	(1)	⑥	「やむを得ない事情」とは具体的にどんな内容かご教示をお願いします。	No. 145の回答をご参照ください。
149	応募者の構成	8	第2	5	(1)	⑦	「構成企業は、他の応募者の構成企業になることはできない。」とありますが、事業者選定されなかった応募者の構成企業が、事業を受託した応募者から下請等の業務を受託することは可能でしょうか。	維持管理業務の各業務を担う者について可とします。ただし、当該企業は協力企業であり、構成企業とすることはできません。
150	応募者の構成	8	第2	5	(1)	⑦	「構成企業は、他の応募者の構成企業になることはできない。」とありますが、応募者の構成企業が他の応募者の下請等の協力企業として重複することは可能でしょうか。	公正な競争に関する疑義が生じることから、認めません。
151	応募者の参加資格要件	8	第2	5	(2)	②	「やむを得ない事情」と貴市が事前協議の上了承される可能性が想定される典型例等をご教示願います。	No. 145の回答をご参照ください。
152	参加資格要件	8	第2	5	(2)	②	「原則として業務体制の変更は行わないこと」ありますが、ここで記載されている業務体制とは具体的に何を指しているかご教示下さい。	募集要項等に示します。
153	参加資格要件	9	第2	5	(2)	⑤	参加表明書提出日から契約締結日までの期間において、欠格事項に該当した場合は、該当企業を変更することにより応募グループの選定は続行されるという理解でよろしいでしょうか。構成員の1社でも欠格事項に該当する場合、応募グループの選定が対象外にならないような参加資格要件としていただければと存じます。	原則として、認められません。
154	参加資格要件	9	第2	5	(2)	⑤	「契約締結まで」の「契約」とは基本協定書のことを指すのでしょうか。	基本契約、請負契約、維持管理委託契約を示します。
155	参加資格要件	9	第2	5	(2)	⑤	「受けることが明らかである者」とのことですが、こういった場合がこの「受けることが明らかである者」に該当するのでしょうか。	周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領の別表1各号に示す措置要件に該当し、指名停止の通知を受ける直前の状況にある者を想定しています。
156	指名停止	9	第2	5	(2)	⑤	「参加表明書提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を市から～」との記載がありますが、契約締結というのは基本契約等を指しているという理解で宜しいでしょうか。	No. 154の回答をご参照ください。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
157	参加資格要件	9	第2	5	(2)	⑦	「当該企業」は「本事業に係るアドバイザー業務に関与したもの」を指すという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	参加資格要件	9	第2	5	(2)	⑦	当該企業により株式を保有されている、出資を受けている企業の参加は制限されていないという理解で良いでしょうか。	「資本面において関連」がなければ問題ありません。
159	参加資格要件	9	第2	5	(2)	⑦	当該企業から役員を受け入れている企業の参加は問題がないという理解で良いでしょうか。	「人事面において関連がある者」に該当しなければ問題ありません。
160	参加資格要件	9	第2	5	(2)	⑧	事業者選定委員会の委員が属する組織、企業は公表されるのでしょうか。	事業者選定委員会の委員は現時点で非公表のため、記載内容を修正します。
161	参加資格要件	9	第2	5	(2)	⑧	事業者選定委員会の委員が属する組織、企業、またはその組織、企業と「資本面・人事面において関連のある者」でないこと。とあるが、委員会メンバーは公表されると考えてよろしいでしょうか。	No. 160の回答をご参照ください。
162	参加資格要件	9	第2	5	(3)		設計企業が建設等JVの外で、当該JVから設計業務委託を受ける場合の設計企業の参加資格要件が読み取れないように思いますが、どのように解するのが適切でしょうか。	建設等JVに加入しない設計企業は、参加資格要件をすべて満たす必要はありません。設計企業は建設等JVに参画することを想定していたため、記載内容を修正します。
163	設計企業の参加 資格要件	9	第2	5	(3)		設計業務はコンサルタント企業のみならず、機械設備工事企業や電気設備工事企業等が分担して担うことが想定されます。一方で(3)に記載の参加資格要件では、設計業務を担う企業は実質的にコンサルタント企業に限定されます。従いまして「建設等JVにおいて複数の構成企業で設計業務を分担する場合は、設計業務を分担する企業のいずれかが(ア)～(カ)の条件を満たすこと」と改訂頂けないでしょうか。	改訂はできません。(ア)は、必須事項となります。
164	設計企業の参加 資格要件	9	第2	5	(3)	①	ここでの要件は、応募者が本事業における設計を自ら行う場合に限定する記載になっていると思います。一方で、(別紙1) 想定する事業実施体制では、設計企業に設計業務を委託するスキームが許容されており、かつ※4で建設等JVの構成員にすることも可として、選択肢を広げていただいております。 設計企業が建設等JVの構成員にならず、設計業務の受託者となる場合においては、(3)①の(ア)から(カ)の要件を満足しておけば問題ないと理解してよろしいでしょうか。	No. 162の回答をご参照ください。
165	参加資格要件	9	第2	5	(3)	①	本記載の逆、「応募者が本事業における設計を自ら行わない場合」があるとすれば、それはどのような状況になるでしょうか。本方針案内に記載のとおり、「応募者は設計企業、建設企業、維持管理企業より構成される」なら、応募者が設計を自ら行わないということはないように思われます。	No. 162の回答をご参照ください。
166	設計企業の参加 資格要件	9	第2	5	(3)	①	「応募者が本事業における設計を自ら行う場合」とありますが、応募者が自ら設計業務を行わない場合とは、設計企業を建設等JVに含めず、建設等JVから設計企業に委託発注する場合のことを指し、その場合には応募者の参加資格要件としては、設計企業の要件が掛からないということでしょうか。その場合、(1) 応募者の構成②と矛盾が生じないでしょうか。	No. 162の回答をご参照ください。
167	設計企業の参加 資格要件	10	第2	5	(3)	(ウ)	技術士(総合管理技術者部門(下水道)、上下水道部門(下水道))は、どちらか一方の資格を有するものでよろしいでしょうか。	両方の資格を有する者とします。
168	設計企業の参加 資格要件	10	第2	5	(3)	(イ)	管理技術者、担当技術者、照査技術者として配置できることと記載がありますが、必要職種の指定(土木・建築・機械・電気など)はありますでしょうか。	募集要項等に示します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
169	設計企業の参加 資格要件	10	第2	5	(3)	(オ)	終末処理施設の実施（基本）及び実施（詳細）設計業務を有していることと記載がありますが、この実績は新設または再構築の実績という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	設計企業の参加 資格要件	10	第2	5	(3)	(オ)	日最大汚水量23,100m <sup>3</sup> /日以上の実施（基本）及び実施（詳細）設計業務の実績は水処理施設に限定したものでなく、下水道処理場設計の実績と理解してよろしいですか。	水処理施設に限定することとし、記載内容を修正します。
171	設計企業の参加 資格要件	10	第2	5	(3)	(カ)	合流式下水道緊急改善計画策定に係る業務実績は、見直し計画の策定も対象に含むと考えてよろしいでしょうか。	見直し計画の策定は、対象に含まれません。
172	JVの組成	10	第2	5	(4)		JVの組成については「周南市上下水道局特定建設工事共同企業体取扱要領」に従うとありますが、要領では構成員数が3社までと記載されています。募集要項では応募者の企業数は任意とありますが、本件は要領の「市長が特に必要と認めるときはこの限りでない」という条文が適用されるのでしょうか。	建設等JVの結成において「周南市上下水道局特定建設工事共同企業体取扱要領」に準拠する旨の記載を削除し、p10及び別紙1の内容を修正します。
173	建設企業の登録	10	第2	5	(4)	①	「周南市競争入札参加資格者」における、とありますが「周南市競争入札参加資格者名簿」における、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	建設企業の参加 資格要件	10	第2	5	(4)	②	土建・機械・電気などの業種が異なる企業で担当するJVでの応募の場合、乙型JV（分担施工方式）も認められるのでしょうか。	募集要項等に示します。
175	建設企業の参加 資格要件	10	第2	5	(4)	②	乙型JV（分担施工方式）での建設工事契約も可能であるとの理解で宜しいでしょうか。 土建・機械・電気・設計の各業種を異なる企業で担当する乙型JVでの応募を検討していますが、甲型JVは自社がノウハウを持たない業種リスクの出資比率に応じた負担や、JV運用の面で実態に合わないと考えます。（工事全体についてJV構成員が連帯責任を負うことは乙型JVと甲型JVとで変わりはなく、貴市に不利益が生じることは無いとの理解です。）	募集要項等に示します。
176	参加資格要件	10	第2	5	(4)	②	「建設工事を担う者」の範囲はどこまでとなりますでしょうか。応募者・構成企業としてエントリーせず下請構成とする場合は、「建設業務を担う者が複数の企業」であっても建設等JVを結成する必要はないという理解となりますでしょうか。	前段について、「建設業務を担う者」の範囲は、建設等JVを結成する構成企業です。後段については、ご理解のとおりですが、実際の建設工事にあたっては、下請け企業も含めた届出が必要となります。
177	応募者の参加資 格要件	10	第2	5	(4)	②	建設等JVの結成にあたり、甲型、乙型の構成については、事業者の任意で構わないとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。
178	建設等JV	10	第2	5	(4)	②	「周南市上下水道局特定建設工事共同企業体取扱要領」に準拠すること、とありますが、当該取扱要領第4条にある（構成員の数）については、「管理者が特に必要と認めるとき」に当たるものとして3社までに限らない、との理解でよろしいでしょうか。	No. 172の回答をご参照ください。
179	建設等JV	10	第2	5	(4)	②	「周南市上下水道局特定建設工事共同企業体取扱要領」に準拠すること、とあり、当該取扱要領第7条第3項には「特定建設工事共同企業体協定書（別記第1号様式）を作成するものとし」とありますが、本事業は同業種ではない異業種の企業が共同企業体を組成することから、国土交通省中国地方整備局が定める「特定建設工事共同企業体協定書（乙）」に準拠して作成することは可能でしょうか。	No. 172の回答をご参照ください。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
			第2	5	(4)	②			
180	建設等JV	10	第2	5	(4)	②		「周南市上下水道局特定建設工事共同企業体取扱要領」に準拠すること、とありますが、当該取扱要領第8条にある（出資比率）について、建設等JV構成員のうち設計業務を担う企業は、事業費に占める受託金額の比率が数%にとどまることや、そもそも建設企業ではないことを踏まえ、この限りではない、との理解でよろしいでしょうか。	No. 172の回答をご参照ください。
181	JVの型	10	第2	5	(4)	②		建設等JVは甲型、乙型どちらも選択できるのでしょうか。	募集要項等に示します。
182	建設企業の参加 資格要件	10	第2	5	(4)	②		「周南市上下水道局特定建設工事共同企業体取扱要領」第4条では、「特定共同企業体の構成員の数は、3社までとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りではない。」とあります。本事業では、実施方針（案）別紙11に示されるとおり、3社を超えるJVの組成が想定されますので、「管理者が特に必要と認めるとき」に該当すると考えてよいでしょうか。また、その場合はJV内の構成員の上限数はあるのでしょうか。	No. 172の回答をご参照ください。
183	建設企業の参加 資格要件	10	第2	5	(4)	②		建設等JVの結成にあたっては、「周南市上下水道局特定建設工事共同企業体取扱要領」に準拠することとあります。当該要領の第4条には「構成員の数は3社までとする。ただし管理者が特に認めるときはその限りではない」とあります。本事業においては土木、建築、機械および電気の複数の業種があることをふまえ、建設等JVの構成員の数に上限は設けないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 172の回答をご参照ください。
184	建設企業の参加 資格要件	10	第2	5	(4)	②		建設等JVの結成にあたっては、「周南市上下水道局特定建設工事共同企業体取扱要領」に準拠することとありますが、当該要領は単一種の工事における甲型JVを前提としたものになっていると思料します。異業種にまたがる本事業の特性を踏まえて、建設等JVの組成については応募者の裁量であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 172の回答をご参照ください。
185	参加資格要件	10	第2	5	(4)	③		建設業法上の営業停止処分をJVが受けるということはないように思われますので、本項の趣旨は「JV構成員が」という理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。記載内容を修正します。
186	参加資格要件	10	第2	5	(4)	③		指名停止に関しては、共通事項として要件設定がある一方、当該項は「建設等JVは」とあり、建設等JVに対してのみの要件と読めますが、単独企業で参画する場合を含むという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。記載内容を修正します。
187	建設等JVの参加 資格要件	10	第2	5	(4)	④		設計企業が建設等JVの構成員となる場合において、④の要件を求められると、建設等JVの構成員になる障壁が高いと考えます。今後公表される募集要項等では、設計企業が建設等JVの構成員になる場合の緩和条件（ただし書き等）をご検討いただけたと考えていてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。記載内容を修正します。
188	参加資格要件	10	第2	5	(4)	④		JVとして建設業許可を取得するように求めている項と読めますが、以下のただし書き「JV構成員は、担当する工事業務に係る上記の特定建設業許可を有していること」と同義と考えてよいでしょうか。また、当該項の建設業許可の求めは建設等JVの場合のみの記載となっておりますが、単独企業が建設企業となる場合は適用されないといったご想定はありえますでしょうか。	ご理解のとおりです。記載内容を修正します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
189	応募者の参加資格要件	10	第2	5	(4)	④		建設等JVは、(中略)「機械器具設置工事業」、「電気工事業」、「土木工事業」、「建設工事業」及び「水道施設工事業」の全ての特定建設業許可を有していること。との記載がありますが、JV構成企業全体で該当工種を有していることよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
190	参加資格要件	10	第2	5	(4)	④		特定建設業の許可について、例えば建築一式工事としてその中で電気工事業などを施工する場合は建築工事業の特定建設業許可を有しておれば良いとの解釈でよろしいでしょうか。	挙げられた例の場合は、電気工事業の特定建設業許可が必要です。
191	建設企業の参加資格要件	10	第2	5	(4)	④		「建設等JVは・・・全ての特定建設業許可を有していること。」とありますが、建設等JV自体は建設業許可を有しないため、「建設等JVの構成員は、担当する工事業務に係る上記の特定建設業許可を有していること」と改訂いただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。記載内容を修正します。
192	建設企業の参加資格要件	10	第2	5	(4)	⑤		担当業種に係る配置技術者をそれぞれ専任で配置すること。とありますが、配置技術者として配置するのに必要な実績等はいつ公表されますか。ご教示ください。	募集要項等に示します。
193	応募者の参加資格要件	10	第2	5	(4)			地元企業や協力企業等について、要件の記載はありませんが、本事業においての要件を掲示されるのでしょうか。	地元企業等について、参加資格要件の掲示はありません。
194	基本契約の締結	13	第2	8	(1)			次項(2)と同様に、代表企業とだけではなく、「全ての構成企業は」市と基本協定を締結するという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
195	参加資格について	11	第2	5	(4)			電気工事について本業務を担当する企業は、「周南市建設工事競争入札参加資格者等級区分の基準」に定めるA等級にそれぞれ区分されていること。となっておりませんが、「周南市競争入札等参加資格審査申請」を提出出来ておりませんが参加可能でしょうか。不可の場合、直ちに参加資格審査申請いたしますので、受け付けていただけますようお願いいたします。	本市の競争入札等参加資格者名簿に未登録の場合であっても、登録と同等の要件を有している者として確認できれば、参加可能です。参加資格要件に関する記載内容を修正します。
196	建設企業の参加資格要件	11	第2	5	(4)	⑤		建業法に従い監理技術者または主任技術者を専任で配置すること。とありますが配置予定技術者の資格要件をご教示願います。	募集要項等に示します。
197	配置技術者	11	第2	5	(4)	⑤		担当業種に係る配置技術者をそれぞれ専任で配置すること、とありますが、土木工事業もしくは機械器具設置工事業に係る専任技術者は、水道施設工事業に係る専任技術者も兼務できるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。
198	建設企業の参加資格要件	11	第2	5	(4)	⑤		「建業法に従い監理技術者または主任技術者を専任で配置すること。」の記載がありますが、JV構成員各々が担当する工事業種別で専任を要するのでしょうか。	募集要項等に示します。
199	建設企業の参加資格要件	11	第2	5	(4)	⑤		配置する監理技術者または主任技術者の技術者要件(資格及び施工実績)が指定される場合、必要な要件は別途明示されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	配置技術者の資格要件	11	第2	5	(4)	⑤		配置予定技術者の要件を具体的に教えてください。	募集要項等に示します。
201	配置技術者の専従期間	11	第2	5	(4)	⑤		機械器具設置、電気工事は現場施工まで期間が空くため、配置技術者の専従期間は実際の現場施工期間と考えて宜しいでしょうか。	募集要項等に示します。
202	配置技術者の配置期間	11	第2	5	(4)	⑤		技術者の配置期間を機器製作期間(非専任)と現場施工期間(専任)に分けて配置しても宜しいでしょうか。	募集要項等に示します。



No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
203	参加資格要件	11	第2	5	(4)	⑦	土木一式工事を担当する企業に求められている「地方公共団体及び地方共同法人日本下水道事業団、一部事務組合、広域連合において、平成24年度以降の公共下水道、流域下水道における全体計画能力23,100m <sup>3</sup> /日以上を終末処理場施設（又はこれと同等と市が認めるもの）に係る本体工事の施工実績を有していること」という要件は、建設JVにて参加する場合その代表者以外の構成員全てに求められるのでしょうか。	各工事ごとに資格要件を記載していますが、担当する構成企業が複数の場合は、「少なくとも1社」がすべての要件を満たすことで足りることとし、記載内容を修正します。
204	建設企業の参加資格要件	11	第2	5	(4)	⑧	配置する監理技術者または主任技術者の専従が必要な期間は、別途明示されるものと考えてよろしいでしょうか。また、監理技術者または主任技術者は有資格者であれば、製作期間と工事期間で切り替えることは可能と考えてよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。
205	建設企業の参加資格要件	11	第2	5	(4)	⑧	「水処理設備（主要設備）の施工実績を有していること」と記載がありますが、「主要設備」の具体については、別途明示されるものと考えてよろしいでしょうか。	主要設備とは、プロアや膜など水処理に関わる重要な機器を示します。
206	応募者の参加資格要件	11	第2	5	(4)	⑩	平成24年度以降の公共下水道、流域下水道（又はこれと同等と市が認めるもの）に係る動力負荷設備及び中央監視制御システムの施工実績を有していることとありますが、全体計画能力等は問わないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	維持管理企業の参加資格要件	11	第2	5	(5)		「維持管理業務を統括する者」の定義を具体的にご教示願います。	維持管理業務の代表企業として運転等を行う者を示します。
208	維持管理企業	11	第2	5	(5)		構成企業に複数の維持管理企業を含める場合、一次審査資料の提出時に維持管理業務を統括する企業を決定しておく必要があると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
209	維持管理業務を統括する者	11	第2	5	(5)		維持管理業務を統括する者と表2の業務を担う者の定義（違い）をご教示願います。	「維持管理を統括する者」は維持管理業務の代表企業を示し、表2の「業務を担う者」は維持管理業務の一部を担う者を示します。
210	維持管理業務を統括する者	11	第2	5	(5)		維持管理業務を統括する者が表2の業務を担う者を兼務してもかまわないでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	維持管理企業の参加資格要件	11	第2	5	(5)		「維持管理企業」と「維持管理業務を統括する者」の相関性が不明瞭であるため補足説明をご提示いただけないでしょうか。	「維持管理を統括する者」とは、維持管理業務代表企業を示します。複数企業で維持管理を行う場合、「維持管理企業」は、その構成員を示します。1社で維持管理業務を担う場合は、「維持管理を統括する者」と「維持管理企業」は同一になります。
212	維持管理企業の参加資格要件	11	第2	5	(5)		維持管理業務を統括する者とは、「表2 維持管理業務の分担」の各業務を担わず、維持管理業務の統括のみを行う企業との理解でよろしいでしょうか。または応募者の裁量で、維持管理業務の統括する者は、統括を行うことに加えて、「表2 維持管理業務の分担」の各業務の一部を行うことは応募者の裁量で決定してよいとの理解でよろしいでしょうか。	No. 211の回答をご参照ください。
213	維持管理企業の参加資格要件	11	第2	5	(5)		維持管理企業のうち、維持管理業務を統括する者との記載がありますが、維持管理業務は複数社にて行うことが条件になるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 211の回答をご参照ください。
214	維持管理企業の参加資格要件	11	第2	5	(5)		維持管理企業のうち、維持管理業務を統括する者以外の参加資格要件はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
215	維持管理企業の参加資格要件	12	第2	5	(5)			「なお、参加表明書の提出時点で、「表2 維持管理業務の分担」の各業務を担う者を含めるかどうかは、任意とする。」とありますが、参加表明書の提出時点においては、維持管理業務を統括する者のみを記載することが可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、他の維持管理企業の記載を否定するものではありません。
216	維持管理企業の参加資格要件	12	第2	5	(5)			詳細は募集要項等に示すとありますが、募集要項で市内企業を入れる必要がある可能性があるのでしょうか。	No. 193の回答をご参照ください。
217	維持管理企業の参加資格要件	12	第2	5	(5)			なお書の趣旨として、維持管理業務を統括する企業以外の維持管理業務を担当する企業（再委託先）は、維持管理業務委託契約書を締結するまでに確定させ、市の承諾を受ければよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
218	維持管理企業の参加資格要件	12	第2	5	(5)			「なお、参加表明書の提出時点で、・・・含めるかどうかは、任意とする。」とありますが、この文章は、どのように解釈すればよろしいですか。	No. 215の回答をご参照ください。
219	実施体制	12	第2	5	(5)			「参加表明書の提出時点で「表2 維持管理業務の分担」の各業務を担うものを含めるかどうかは、任意とする。」とあります。任意と言うことは、含む含めないは評価の対象にしない、と考えて宜しいでしょうか。	評価に関する回答はできかねますので、ご了承願います。
220	実施体制	12	第2	5	(5)			参加表明書の提出時点で「表2 維持管理業務の分担」の各業務を担う者を含めた場合、その者は「構成企業」として扱われ、時期に関わらず他の応募グループに参画できないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	維持管理企業の参加資格要件	12	第2	5	(5)			「なお、参加表明書の提出時点で、・・・市の承諾を受けること。」とありますが、 ①これは優先交渉権者に選定された後に「表2 維持管理業務の分担」の各業務を担う者を構成員に追加することが可能との理解でよろしいでしょうか。 ②または維持管理業務を統括する者から「表2 維持管理業務の分担」の各業務を担う者へ再委託することが可能であるとの理解でよろしいでしょうか。 ③「表2 維持管理業務の分担」の各業務を担う者については、維持管理業務を統括する者と同様の参加資格要件を満たすことが必要であるとの理解でよろしいでしょうか。	①に関しては、構成企業の追加とはなりません。あくまでも再委託となります。併せて、No. 149の回答をご参照ください。 ②に関しては、ご理解のとおりです。 ③に関しては、再委託のため、維持管理業務を統括する者と同様の参加資格要件を満たす必要はありません。
222	維持管理企業の参加資格要件	12	第2	5	(5)			「維持管理業務の各業務を担う者が参加表明するかどうかは任意であり契約締結後までに維持管理体制を構築する」という建付けは、本事業参画を検討する上で、コンソーシアム組成の検討が難しい状況です。従いまして、「詳細は募集要項等に示す。」とありますが、募集要項の段階では検討時間が不十分であるため、実施方針（修正版）の段階でより詳細な建付けや維持管理の統括業務の内容についてご提示いただけないでしょうか。	各維持管理業務を担う者の体制構築については、事業者の判断に委ねます。参加表明時点で、維持管理の各業務を担う者をどこまでグループに含めるかは任意であり、維持管理業務を統括する者が全ての維持管理業務を実施することも可能です。維持管理の統括業務の内容については、No. 207の回答をご参照ください。
223	維持管理企業の参加資格要件	12	第2	5	(5)	③		「参加表明書の提出時点で、「表2 維持管理業務の分担」の各業務を担う者を含めるかどうかは、任意とする。」とありますが、参加表明書提出時点で、各業務を担うものを含めない場合でも優先交渉者選定において、評価が低くなることはない（評価基準に含まれない）との認識でよろしいでしょうか。	評価に関する回答はできかねますので、ご了承願います。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
			第2	5	(6)				
224	競争参加資格確認日	12	第2	5	(6)			応募者の構成企業のいずれかが資格要件を満たさなくなったとき、応募者グループとして失格となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
225	競争参加資格確認基準日	12	第2	5	(6)			競争参加資格確認基準日以降、契約締結までに参加資格要件を欠いた場合、当該応募者は失格となっています。一方で(1)応募者の構成⑥では、やむを得ない事情と市が認めた場合に、構成企業の変更を認める旨の記載がありますので、こちらの内容が優先されると考えてよろしいでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。
226	競争参加資格確認基準日	12	第2	5	(6)			「参加資格確認後、契約締結までの期間に・・・当該応募者は失格とする。」とあります。一方で、p.8の5(1)⑥には、「やむを得ない事情があると市が認めた場合に限り、代表企業を除く構成員の変更を認めるものとする。」とあります。従いまして、参加資格確認後、契約締結までの期間に代表企業を除く構成員が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、貴市の了承をいただくことを前提に当該構成員を変更した応募者は失格とならないとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。
227	応募者の参加資格要件	12	第2	5				地元企業や協力企業について要件の記載がございませんが、今後掲示されるのでしょうか。	No. 193の回答をご参照ください。
228	提出書類の取り扱い	13	第2	6	(2)			提出書類には応募者のノウハウ、その他秘密情報が含まれるが、公表等にあたってどのようにこれを保護するのか。使用目的及び使用方法について応募者と協議し、承諾を得るのか。	ご理解のとおりです。 優先交渉権者の提案内容については、特別なノウハウや秘密情報の漏洩が明らかな場合以外は、公表する可能性が高いことをご理解ください。公表前には、使用目的、使用方法について応募者と協議し、承諾を得る予定です。
229	著作権	13	第2	6	(2)	①		「市が本事業の公表等に関し、必要と判断した場合には無償で使用できる。」とありますが、「企業のノウハウに係る内容は非公表」との理解で宜しいでしょうか。※貴市の事業導入効果を高めるためにも、応募者がノウハウ流出を懸念することなく提案を行えることが必要と考えます。	No. 228の回答をご参照ください。
230	提出書類の扱い	13	第2	6	(2)	①		「市が本事業の公表等に関し、必要と判断した場合には無償で使用できる。」とありますが、これは応募者の承諾を得た上で使用できるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 228の回答をご参照ください。
231	事業者選定委員会	13	第2	7				事業者選定委員会の委員名等は公表予定でしょうか。公表予定の場合、いつ時点での公表となるでしょうか。	No. 160の回答をご参照ください。委員名等は、プロポーザル選定結果とあわせて公表予定です。
232	基本契約の締結	13	第2	8	(2)			6頁の表3「事業者の募集・選定スケジュール(予定)」では「基本契約、建設工事請負契約、維持管理業務委託契約の締結」と併記(令和6年1月)されていますが、基本契約の締結時に既にSPCが設立済みであった場合にもSPCは基本契約の締結当事者とはならないとの理解で宜しいでしょうか。基本契約の締結と(5)記載の「維持管理業務委託契約」の締結時期との間に一定のタイムラグが生じることも想定されているということでしょうか。	前段については、SPCは基本契約及び維持管理業務委託契約の締結までに設立を求める予定であり、基本契約の締結当事者にSPCも含まれる予定です。後段については、基本契約及び維持管理業務委託契約は同時締結を想定しており、タイムラグは生じない予定です。
233	工事請負契約の締結	13	第2	8	(3)			設計企業が、建設企業・建設等JVと設計業務委託契約を結ぶ場合、応募者の構成企業となっている設計企業との契約がなされているかどうかを市側が確認することはあるのでしょうか。	設計業務委託契約の締結後、市が契約書の写しを求めることがあります。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
234	工事請負契約の締結	13	第2	8	(3)			「8. 優先交渉権者選定後の手続き (3)」での「建設企業又は建設等JVは、」の「建設企業」単独は、応募者・構成企業としてエントリーせず、下請構成としている場合が含まれるとの解釈となりますでしょうか。	ここでの「建設企業」単独は、応募者・構成企業としてエントリーすることを想定しています。
235	工事請負契約	13	第2	8	(3)			工事請負契約に使用する契約約款をお示しただけないでしょうか。	本事業は設計建設一括であることから、市が通常使用する契約約款は使用しない予定です。工事請負契約書(案)は募集要項等にあって公表します。
236	SPCの設立場所	14	第2	8	(4)			周南市内に設立するSPCについては、対象施設内としても宜しいでしょうか。	可とします。
237	SPCの設立	14	第2	8	(4)			SPCへの出資比率について、代表企業が過半数の出資を行う等の条件はございますでしょうか。	募集要項等に示します。
238	SPCの設立	14	第2	8	(4)			優先交渉権者に選定された後に「表2 維持管理業務の分担」の各業務を担う者を構成員に追加することが可能な場合、当該追加構成員のSPC出資についても任意であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は募集要項等に示します。
239	SPCの設立	14	第2	8	(4)			代表企業及び維持管理業務を統括する者は、必ずSPCに出資するものとし、とありますが、出資比率について制限を設けないとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は募集要項等に示します。
240	SPCの設立	14	第2	8	(4)			維持管理業務を統括する者は必ずSPCに出資すると定められていますが、維持管理業務を統括する者の具体的基準は、募集要項等に記載されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
241	SPCの設立	14	第2	8	(4)			代表企業及び維持管理を統括するものは、SPCへの出資のみが必須であり、人材などを直接派遣・提供する義務はないという理解で良いでしょうか。	維持管理を統括する企業に関しては、人材を配置することを考えています。
242	SPCの設立	14	第2	8	(4)			SPCの資本金の額は、事業者判断としてよいでしょうか。	募集要項等に示します。
243	SPCの設立	14	第2	8	(4)			「周南市内に設立しなければならない。」との記載について、貴市の浄化センターの敷地内での設立もお認め頂けるでしょうか。	No. 236の回答をご参照ください。
244	SPCの設立	14	第2	8	(5)			維持管理業務委託契約のみSPCを設立し市と契約するという理解でよろしいでしょうか。(設計建設に関してはJVと契約する。)	ご理解のとおりです。
245	SPCの設立	14	第2	8	(4)			SPCの最大出資者および各出資比率は任意という理解で宜しいでしょうか。	募集要項等に示します。
246	契約保証金の納付等	15	第3	2	(1)			本文中の「事業契約」とは、工事請負契約及び維持管理業務委託契約を指すものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
247	契約保証金	15	第3	2	(1)			「契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。」とありますが、契約金額とは消費税及び地方消費税の額を含む金額であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
248	契約保証金	15	第3	2	(1)			「契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。」とありますが、維持管理期間については当該年度のサービス対価の100分の10以上との理解でよろしいでしょうか。	契約書(案)に示します。
249	監視の方法等	15	第3	2	(2)	①		「定期的なモニタリングを行う」とありますが、定期的なモニタリングの中に工事監理は含まれると考えますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
250	改善要求、支払いの減額等	15	第3	2	(2)	②		改善要求・支払いの減額に関する要件については、要求水準書案にて示されると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
251	立地に関する事項	16	第4	1,2		表4.6	表4 (P.16) の処理能力 (既設) の晴天時最大のうち、第2系統 (分流) は11,180m <sup>3</sup> /日、表6 (P.17) の現有処理能力の晴天時最大のうち、第2系統 (分流) は11,190m <sup>3</sup> /日となっていますが、全体の既設の処理能力42,000m <sup>3</sup> /日を踏まえると、表4の11,180m <sup>3</sup> /日を正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。表6の内容を修正します。
252	施設概要	17	第4	2	(4)		表7 対象施設 (再構築対象施設) の表中の記載に対して、以下に掲げる数値等をご教示ください。 ・日平均汚水量 (m <sup>3</sup> /日) ・計画放流水質 (BOD、COD、SS、T-N、T-P (mg/l))	募集要項等に示します。また、過年度実績の資料を別途開示予定です。
253	施設概要	17	第4	2	(4)		表7 対象施設 (再構築対象施設) の表の欄外のただし書きに「・・雨天時の水量増加に対応するための処理能力及び貯留機能を確保すること。」とあります。貯留機能を確保することは絶対条件ではなく、処理能力又は貯留機能等を確保することを要件としていると理解してよろしいでしょうか。	本条件に関しては、見直しを行います。
254	分流量	17	第4	2	(2)	表6	分流の現有処理能力として11,190m <sup>3</sup> /日の記載がありますが、P16 表4「対象施設 (処理場) の概要」にある処理能力 (既設) の記載によれば11,180m <sup>3</sup> /日ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。表6の内容を修正します。
255	処理方式	17	第4	2	(3)		処理方式は「提案による」とありますが、表7 (P.17) に掲載されている計画流入水質に対して、計画放流水質は、別途明示されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、計画水質のほか、現状の水質を提示する予定です。
256	処理方式	17	第4	2	(3)		処理方式は「提案による」とありますが、これは要求水準書に示す水質条件を満たすことを前提に、高度処理に限定されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
257	施設概要	17	第4	2	(4)		雨天時の水量増加に対応するための処理能力及び貯留機能を確保すること、とありますが、雨天時に処理する必要がある水量はどのくらいでしょうか。	本条件に関しては、見直しを行います。
258	施設構成等の概要	17	第4	2	(4)		「ただし、雨天時の水量増加に対応するための処理能力及び貯留機能を確保すること。」とあります。雨天時の増加水量は、雨天時最大水量 (115,500m <sup>3</sup> /日) から合流の簡易処理水量 (84,700m <sup>3</sup> /日) を差し引いた30,800m <sup>3</sup> /日を設計条件とするの理解でよいでしょうか。	本条件に関しては、見直しを行います。
259	施設構成等の概要	17	第4	2	(4)		「ただし、雨天時の水量増加に対応するための処理能力及び貯留機能を確保すること。」とあります。雨天時水量増加の頻度と継続時間に関する設計条件をご教示をお願いします。	本条件に関しては、見直しを行います。
260	施設構成等の概要	17	第4	2	(4)		「ただし、雨天時の水量増加に対応するための処理能力及び貯留機能を確保すること。」とあります。処理能力と貯留機能を組み合わせて、システムとして処理が可能であればよいとの理解でよろしいでしょうか。	本条件に関しては、見直しを行います。
261	施設構成等の概要	17	第4	2	(4)		「雨天時の水量増加に対応するための処理能力及び貯留機能を確保すること。詳細は、要求水準書 (案) を参照のこと。」とありますが、水量の確保条件、資料等は明示及び開示されるという認識でよろしいでしょうか。	本条件に関しては、見直しを行います。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
262	施設概要	17	第4	2	(4)		「雨天時の水量増加に対応するための処理能力及び貯留機能を確保すること」と記載がありますが、「貯留機能」とは本事業に関わるものにあたるのでしょうか。また、こういった施設又は設備を指しているのでしょうか。	本条件に関しては、見直しを行います。
263	施設概要	17	第4	2	(4)		「雨天時の水量増加に対応するための処理能力及び貯留機能を確保すること」とありますが、既設に合流改善設備があります。この設備とは別に今回新たに雨天時の水量増加に対応する処理設備を構築する、もしくは貯留機能を有する施設を構築するとの理解でよろしいでしょうか。	本条件に関しては、見直しを行います。
264	公共施設概要	17	第4	2	(4)		「雨天時の水量増加に対するための処理能力および貯留機能を確保」とありますが、既設合流改善施設のほかに新水処理施設で貯留機能を設ける仕様であるのかご教示願います。	本条件に関しては、見直しを行います。
265	施設概要	17	第4	2	(4)	表7	計画流入水量23,100m <sup>3</sup> /日や備考欄記載の計画流入水質は、再構築後の新水処理施設供用開始時（令和13年10月予定）の値と考えてよろしいでしょうか。	供用開始時数値ではなく、施設計画上の数値とご理解ください。
266	施設概要	17	第4	2	(4)	表7	計画流入水量の時間最大、日平均をそれぞれご教示ください。	募集要項等に示します。
267	施設概要	17	第4	2	(4)	表7	表7で示された本事業の水量・水質の流入条件は、維持管理期間（令和32年3月）においても変わらないものとし、施設計画をするものと考えてよろしいでしょうか。流入水量及び流入水質の変動を見込む必要がある場合、これらの条件は別途明示されるものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、事業者側で水量・水質の流入条件を勘案のうえ、提案してください。後段については、関係資料を別途開示予定です。
268	計画水質	17	第4	2	(4)	表7	記載されている計画流入水質は晴天時（合流＋分流）のものであり、雨天時の水質計画値は要求水準書（案）にてご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	雨天時の水質計画値はありませんので、実績を参考としてください。
269	対象施設（撤去対象施設）	18	第4	2	(4)		表8_対象施設（撤去対象施設）の脚注3において、「水処理施設の再構築にあたり既存施設を活用する場合は上記の限りではない。」とあります。現行基準やマニュアルに準じて、既存施設の耐震補強を実施し、事業期間を通して活用する場合には、事業期間終了後に当該施設の撤去を行わず、存置することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
270	対象施設	18	第4	2	(4)		注釈1、3について、既存施設を活用する場合、杭基礎は耐震補強の対象となるのでしょうか。	新設と比較するため、基礎に関する補強を行うことを予定しています。
271	施設概要	18	第4	2	(4)		表7には、計画放流水質を規定する記述はありませんが、要求水準書（案）で明示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
272	撤去対象施設	18	第4	2	(4)	1	杭基礎の撤去は、既設杭全数撤去、もしくは再構築に支障となる部分のみの撤去でしょうか？	原則として、全数撤去を想定しています。
273	撤去対象施設	18	第4	2	(4)	表8	注釈3に「水処理施設の再構築にあたり既存施設を活用する場合は上記の限りではない」と記載されていますが、上記とは注釈1、2を示すのでしょうか。その場合、撤去対象から外されると同義との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
274	対象施設	18	第4	2	(4)	表8	水処理施設の既存施設を再利用する場合の、耐震補強の考え方ならびに維持管理期間終了後の使用期間についてご教示願います。	募集要項等に示します。
275	対象施設（撤去対象施設）	18	第4	2	(4)	表8	水処理施設注釈3について「水処理施設の再構築にあたり既存施設を活用する場合は上記の限りではない。」とありますが、活用次第では、撤去対象から外れるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
276	対象施設（撤去対象施設）	18	第4	2	(4)	表8		撤去対象範囲の水処理施設に注記3として「水処理施設の再構築にあたり既存施設を活用する場合は上記の限りではない。」とありますが、P.5の評価方法にある「貴市自らが本施設の設計・建設及び維持管理をした場合の見込額」は、既存水処理施設を撤去・新設として算出しているのか、既設流用として算出しているのかご教示ください。	既存水処理施設を撤去・新設として算出しています。
277	対象施設（撤去対象施設）	18	第4	2	(4)	表8		既設流用として算出している場合、耐震補強の有無など施設の不具合、劣化、経年化等による性能不足に関するリスクの考え方（リスク分担表No.47）についてご教示ください。	No.276の回答をご参照ください。
278	施設概要（撤去対象施設）	18	第4	2	(4)	表8		備考欄に「3 水処理施設の再構築にあたり既存施設を活用する場合は上記の限りではない」とありますが、既存施設を活用する場合は、耐震基準を満たしていることが前提との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
279	既設資料	18	第4	2	(4)	表8		水処理施設の構造計算書の開示はいつ頃のご予定でしょうか。早期のご開示をお願いいたします。	構造計算書としてお示しできる資料はありません。
280	既設資料	18	第4	2	(4)	表8		撤去対象施設に関する既設図面の開示はいつ頃のご予定でしょうか。早期のご開示をお願いいたします。	随時公表します。
281	地質資料	18	第4	2	(4)	表8		場内の既存地質調査報告書の開示はいつ頃のご予定でしょうか。早期のご開示をお願いいたします。	随時公表します。
282	杭基礎の撤去	18	第4	2	(4)	表8	脚注1	杭基礎の撤去を含む、とありますが、撤去による地盤の剛性低下を抑制するために存置することは可能でしょうか。	No.272の回答をご参照ください。
283	杭基礎の撤去	18	第4	2	(4)	表8	注釈 1	表8に示す撤去対象施設の図面（杭伏図含む）は全て提示して頂けると理解してよろしいでしょうか。図面が無い場合の不可視部分の解体（基礎杭の撤去含む）費用については、別紙2のリスク分担表37による市の事由による費用の増大と理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	前段について、残存する資料（図面）は全て開示予定であり、部分的に残っているものから推定した杭数量も開示する予定です。後段については、ご理解のとおりです。
284	市による是正勧告及基本契約の解除	20	第6		(1)	①		貴市が事業者に対し是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができると定めていますが、一定期間の具体的期間については、募集要項等に記載されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
285	損害の請求	20	第6		(1)	②		市は事業者に対し、市に生じた損害を請求することができると思います。用語の定義では、事業者とは「市と建設工事請負契約又は維持管理業務委託契約を締結し、本事業を実施する者」とされていますが、設計・建設で生じた損害は建設等JVが、維持管理業務で生じた損害は維持管理SPCがそれぞれ独立して賠償責任を負うと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、維持管理業務で生じた損害が工事請負契約における契約不適合が要因であった場合などは、この限りではありません。
286	市の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	20	第6		(2)	②		(1) ②の市による契約解除の際の損害賠償の記載に比べ「合理的な範囲」という記載が追加されているが、これは市による損害賠償範囲を限定するという趣旨でしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者の賠償責任も同様に「合理的な範囲」に限定し、両者平等な契約とするため、(1) ②の記載内容を修正します。
287	事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	20	第6		(1)	②		「市は事業者に対し、これにより市に生じた損害を請求することができる。」とありますが、甲乙で平等の契約にするため、第6(2)②の記載をふまえて「市は事業者に対し、これにより市に生じた損害のうち合理的な範囲について請求することができる。」と改訂いただけないでしょうか。	No.286の回答をご参照ください。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
288	市の帰責事由について	20	第6	(2)	①		「事業者による基本契約等の解除」とありますが、市の帰責事由での契約解除の場合、事業者は引継ぎなどをすることなく、契約を解除するとの理解でよろしいでしょうか。	市の帰責事由による契約解除の場合も、事業者に後継企業等への引継ぎをお願いすることがあります。引継ぎに要する費用等は、市と事業者の協議によることとします。
289	基本契約等の解除に伴う損害	20	第6	(2)	②		「合理的な範囲」とは民法416条の範囲との理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。
290	財政上及び金融上の支援に関する事項	21	第7	2			「事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市は、事業者がこれらの支援を受けることができるように努める。」とありますが、支援の具体例をご教示願います。	現時点で、個別具体の支援を想定しているものではありません。
291	その他の措置及び支援に関する事項	21	第7	3			現時点で想定される「必要な許認可等」がございましたら、ご教示願います。	現時点で、想定しているものではありません。
292	予定価格	22	第8	1			予定価格は公表されますでしょうか。	No. 102の回答をご参照ください。
293	議会の議決	22	第8	1			市は、債務負担行為の設定に関する議案を議会に提出する予定である。とありますが、本事業は議会承認案件でしょうか。ご教示願います。	地方公営企業法第40条第1項の規定により、本事業の契約については、議会の議決を要しませんが、同法第24条の規定により、予算（債務負担行為を含みます）については、議会承認案件です。
294	議会の議決	22	第8	1			「市は、債務負担行為の設定に関する議案を議会に提出する予定である。」とありますが、これはいつの議事を予定されているのでしょうか。また当該議案を議会に提出する前に、最新の物価に基づき事業予算を再設定されとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、令和4年9月議事を予定しています。後段については、ご理解のとおりです。
295	実施方針（案）の変更	22	第8	4	(2)		公告までに実施方針（案）の内容の見直しをすることがある、と定めていますが、公告の時期は募集要項等の公表時期である11月初旬と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
296	資産調査結果	22	第8	5	(2)		提供頂いた資産調査結果の中には、新汚泥処理施設に関する情報がありません。本事業に新汚泥処理施設の維持管理も含まれますので、該当設備に関する情報はいつ頃開示されるのでしょうか。	現時点では、未定です。
297	想定する事業実施体制	別紙1					（別紙1）想定する事業実施体制の注記※3に、建設等JVの組成については、周南市上下水道局特定建設共同企業体取扱要領（以下「本要領」という。）に従うこととする。とあります。本要領は甲型の特定建設工事共同企業体協定書となっていますが、公告時の様式集等では、乙型の様式も公表されると理解してよろしいでしょうか。また、本要領の記載のとおり、乙型が認められない場合においては、設計企業が建設等JVの構成員になるのではなく、（別紙1）で示す設計業務委託を受託する形態になると理解してよろしいでしょうか。	No. 172の回答をご参照ください。
298	想定する事業実施体制	別紙1					維持管理企業が代表企業となった場合、代表企業を含まないJVが建設工事請負契約を貴市と契約することも可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
299	想定する事業実施体制	別紙1					「維持管理業務を統括する者」とありますが、維持管理の実施スキームについては事業者の提案となるとの認識でしょうか。	ご理解のとおりです。



No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
300	想定する事業実施体制	別紙1	脚注	※3			JV組成について、周南市上下水道局特定建設工事共同企業体取扱要領によると、構成員の数は3社までとありますが、管理者が特に必要と認めるときは、この限りではないと記載されています。特に必要と認める要件としては具体的にどのような要件があるかご提示ください。	No. 172の回答をご参照ください。
301	想定する事業実施体制	別紙1	脚注	※3			周南市上下水道局特定建設工事共同企業体取扱要領の第6条（構成員の組合せ）では「（1）市内建設業者のみで施工可能な工事」「（2）市内建設業者のみでは対応できない工事」「（3）市外建設業者でしか対応できない工事」の3つが明記されていますが、本事業の建設工事はどれに該当すると理解すれば良いでしょうか。	No. 172の回答をご参照ください。
302	想定する事業実施体制	別紙1	※1				建設企業（・・・、建設工事、・・・）とありますが、「建築工事」との理解でよろしいでしょうか。 図中にある「建設工事企業」も「建築工事企業」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。※1及び図中の記載内容を修正します。
303	想定する事業実施体制	別紙1	※2、 ※5				維持管理業務を統括する者が代表企業となることも可と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
304	想定する事業実施体制	別紙1	※5				その他の構成企業についてはSPCの出資は任意とありますが、事業途中のSPCへの出資、又はSPCからの脱退は可能でしょうか。ご教示ください。	募集要項等に示します。
305	想定する事業実施体制	別紙1	※5				SPCの資本金、SPCへの出資金の最低額や、代表が最大の出資率である必要等、条件はあるのでしょうか。ご教示ください。	募集要項等に示します。
306	想定する事業実施体制	別紙1	※5				SPCの設立には費用（設立時、運営時、決算時や報酬等）が必要となりますが、これらの費用はどのように事業者に対して支払われる予定でしょうか。ご教示ください。	募集要項等に示します。
307	想定する事業実施体制	別紙1					地元企業や協力企業については、実施体制に記載がありませんが、別途要求水準または募集要項にて示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
308	想定する事業実施体制	別紙1					代表企業がSPCへの出資を行うこととなっておりますが、維持管理企業が代表の場合は、維持管理企業のみ出資を行うという理解でよろしいでしょうか。	維持管理企業である代表企業はSPCへの出資は必須となりますが、その他の企業については任意です。
309	想定する事業実施体制	別紙1					「建設工事企業」とありますが、「建築工事企業」という表現が望ましいと考えますがいかがでしょうか。	No. 302の回答をご参照ください。
310	想定する事業実施体制	別紙1					設計企業は建設等JVに入るケース、建設等JVと委託契約を行うケースが示されていますが、どちらの場合であっても市発注の設計業務を実施する企業として、本業務に対するTECRIS登録は可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
311	想定する事業実施体制	別紙1					設計企業が建設等JVに入る場合、甲型ではなく乙型としてJVを組成することは可能でしょうか。	No. 172の回答をご参照ください。
312	想定する事業実施体制	別紙1	※4	※4			設計企業が建設等JVに加わらない場合、設計企業は周南市様との請負契約書に押印しないものと考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
313	想定する事業実施体制	別紙1					代表企業及び出資企業を統括している会社が出資していれば、出資比率等のその他条件は特にないものと考えて宜しいでしょうか。	募集要項等に示します。
314	想定する事業実施体制	別紙1					「維持管理業務を統括する者」とありますが、SPCが維持管理業務の全部もしくは一部を委託することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
315	リスク分担表	別紙2	No. 7				具体的に何の法令が対象となるのかご教示をお願いします。	個別具体の法令については、現時点で想定しているものではありません。本事業への影響を踏まえ、市と事業者間で協議します。
316	リスク分担表	別紙2	No. 8				法令・許認可のうち、変更の対象として適用される具体的な法令・許認可は明示されるものと考えてよろしいでしょうか。また、法令・許認可の新設・変更が本事業に直接かわるものとそれ以外の区別は別途明示されるものと考えてよろしいでしょうか。	No. 315の回答をご参照ください。
317	リスク分担表	別紙2	No.8				広く一般的に適用される法令の変更や新規立法については、事業者にとっては不可抗力で無過失の責任負担にあたると考えますので、貴市側のリスクとしていただけないでしょうか。	法令・許認可の新設・変更における本事業への影響を踏まえ、適切なリスク分担について、市と事業者間の協議の上、決定します。
318	リスク分担表	別紙2	No.11				「上記以外のもの」については「注1 事由発生時に、市と事業者間の協議で、対応及び費用負担等を決定する。」となっておりますが、DBO事業を含むPPP事業に多く見られる事例では、9、10に該当しない税制の新設・変更リスクは発注者側が取ると考えます。従いまして、11については一律に貴市のご負担といただけないでしょうか。なお、もし11で事業者の負担とすべき税制変更が考えられるのであれば、応募にあたってリスク検討ができるよう具体的にどのようなケースをお考えかご提示いただけないでしょうか。	税制の新設・変更における本事業への影響を踏まえ、適切なリスク分担について、市と事業者間の協議の上、決定します。例えば、自動車税の改正など、本事業への影響が軽微な税制改正の場合は、事業者の負担とすることを想定しています。
319	リスク分担表	別紙2	No. 12 .13				貴市が具体的に想定している「住民」の範囲をご教示いただけますでしょうか。	地方自治法上の住民を想定していますが、これに限るものではありません。
320	リスク分担表	別紙2	No. 12 .13				「住民対応」について、本事業に対する反対なのか、事業者の業務に対する反対なのかのようにリスク区分を判断するのででしょうか。事業期間開始後に事業に対する反対運動で工事の中止を求めるなど判断がしにくいケースがあるのではないのでしょうか。	ご指摘のとおりですが、いずれの帰責によるものかを可能な限り特定し、適切なリスク分担について、市と事業者間の協議の上、決定します。
321	リスク分担表	別紙2	No.13				工事現場付近には民間企業の工場等がありますが、工事車両の通行制限（時間や台数）等がありますか。また、本工事に伴う住民および民間企業からの反対により工事車両台数に制限が発生した場合のリスクは、貴市の分担であると考えますが、このような理解でよろしいでしょうか。	前段については、道路管理者との協議が必要です。大規模工事の場合、交通誘導員を配置することがあります。後段については、ご理解のとおりです。
322	リスク分担表	別紙2	No.14				環境の悪化とありますが、事業者に要求水準の未達等の帰責事由のない限り、事業者の責任はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
323	リスク分担表	別紙2	No.14				14番「環境問題」と35番「環境汚染物質（アスベスト、PCB等）」の違いについて、より具体的な表現としてご提示いただけないでしょうか。	No. 35の環境汚染物質（アスベスト、PCB等）は、発見された場合、事業費の増大や事業工程の遅延につながる可能性があることから、別の項目としています。
324	リスク分担表	別紙2	No.14				「環境の悪化」については、事業者が行う業務や提案内容に関して生じた環境汚染等であれば事業者によるリスク負担となるものの、それ以外は事業者に帰責性がないため、発注者の負担とするのが合理的かつ多く見られる事例との理解です。現在のリスク分担表では「注1 事由発生時に、市と事業者間の協議で、対応及び費用負担等を決定する。」とありますが、ご再考いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
325	リスク分担表	別紙2	No.16				「事業者の帰責により第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任」とありますが、設計、建設、維持管理段階における騒音、振動、光、臭気等に関する近隣住民・企業への環境配慮との理解でよろしいでしょうか。また、記載以外の要因によって、近隣住民・企業からの問い合わせの実績があれば、ご提示いただけないでしょうか。	前段については、公共用水域への配慮も含みます。後段については、実績はありません。
326	リスク分担表	別紙2	No. 17	注2			「一定範囲については事業者が負うが、それを超過した場合には、市も負担する。」と記載がありますが、「一定範囲」の具体については、別途明示されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。契約書（案）に示します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
327	リスク分担表	別紙2	No. 17	注2				一定範囲については事業者が負うが、それを超過した場合には、市も負担する、とありますが、市が定める工事請負契約約款第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金の額の変更）に準じるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 326の回答をご参照ください。
328	リスク分担表	別紙2	No. 17					物価変動リスクが（注2）という表記をされていますが、一定範囲の詳細な内容は、募集要項等で提示頂けると考えてよろしいでしょうか。	No. 326の回答をご参照ください。
329	リスク分担表	別紙2	No. 17					物価変動リスクの注2として「一定範囲については事業者が負うが、それを超過した場合には、市も負担する。」とありますが一定範囲について、具体的な範囲をご教示ください。	No. 326の回答をご参照ください。
330	リスク分担表	別紙2	No. 17	注2				物価変動リスクの一定範囲の定義ですが、今後公表予定の建設工事請負契約書および維持管理業務委託契約書等で具体的に提示されると理解してよろしいでしょうか。	No. 326の回答をご参照ください。
331	リスク分担表	別紙2	No. 17	注2				注2に「一定範囲」と記載がありますが、契約書にて明示頂けるとの理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	No. 326の回答をご参照ください。
332	リスク分担表	別紙2	No. 17					No17「物価変動リスク」について、一定の範囲を事業者が負う旨記載がありますが、一定の範囲や範囲を判断するための指標（設計・建設段階、維持管理段階それぞれで）など、具体的な内容についてご教示ください。	No. 326の回答をご参照ください。
333	リスク分担表	別紙2	No.17					物価変動リスクについて、一定範囲については事業者が負うとありますが、一定範囲については、今後公表される募集要項等にて、明確になるとの理解でよろしいでしょうか	No. 326の回答をご参照ください。
334	リスク分担表	別紙2	No.17					物価変動を測定する上で、基準額を定める日時についてご教示願います。	契約書（案）に示します。
335	リスク分担表	別紙2	No.17					注2で「一定範囲については事業者が負う」となっていますが、一定範囲や物価変動の見直し方法は募集公告時に明示されるものと考えて宜しいでしょうか。	No. 326の回答をご参照ください。
336	リスク分担表	別紙2	No.17					物価変動リスクに係る基準となる起点をご教示願います。	No. 334の回答をご参照ください。
337	リスク分担表	別紙2	No. 17, 22	注2, 注4				「一定範囲」「一定の金額」の具体的内容については、要求水準書（案）にてお示しいただけると理解して宜しいでしょうか。	No. 326の回答をご参照ください。
338	リスク分担表	別紙2	No. 19					「構成企業の能力不足等」とは、具体的に想定しているケースがありましたらご教示いただけますでしょうか。	能力の不足により業務の履行が困難となる場合や、経営の悪化などを想定しています。当該企業による業務の履行が困難となった場合、事業者の責任で後継企業を確保する必要があります。
339	リスク分担表	別紙2	No. 22					予見できない不可抗力を事業者負担とすることは、事業の必要経費として見込むことができず民間企業としての収益確保を担保できなくなる恐れがあります。このため、「一定の金額まで事業者の負担」とする場合、事業者の負担範囲の具体については、別途明示されるものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の負担範囲は契約書（案）に示します。
340	リスク分担表	別紙2	No. 22	注4				一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする、とありますが、市が定める工事請負契約約款第29条（不可抗力による損害）に準じるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 339の回答をご参照ください。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
341	リスク分担表	別紙2	No. 22				維持管理業務に係る、不可抗力による追加費用及び損害額とは、事業者が負担する維持管理業務に係る追加費用及び損害額であり、維持管理対象施設の復旧に伴う追加費用及び損害額ではない、との理解でよろしいでしょうか。	契約書（案）に示します。
342	リスク分担表	別紙2	No. 22				共通段階のリスクの種類「不可抗力」に関して、注4において「一定金額までを事業者の負担」とありますが、「一定金額」は具体的にいくらかをご教示願います。	No. 339の回答をご参照ください。
343	リスク分担表	別紙2	No. 22				「不可抗力」注4について、第三者に対して責任を負うべき場合とあるが、これは市又は事業者に帰責性があるということでしょうか。不可抗力が認められるとすれば、帰責性がないことが前提になるかと思いますが、どういうケースを想定しているのでしょうか。	契約書（案）に示します。
344	リスク分担表	別紙2	No. 22	注3			不可抗力による損害の一定範囲の定義ですが、今後公表予定の建設工事請負契約書および維持管理業務委託契約書等で具体的に提示されると理解してよろしいでしょうか。	No. 339の回答をご参照ください。
345	リスク分担表	別紙2	No. 22				不可抗力には、新型コロナウイルス等（新型コロナウイルスに限りません）による感染症・疫病の流行は「その他の自然的又は人為的な事象」として含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は契約書（案）に示します。
346	リスク分担表	別紙2	No. 22	注4			不可抗力による損害への責任割合について、「一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。」とありますが、その根拠と一定の金額についてご教示願います。	No. 339の回答をご参照ください。
347	リスク分担表	別紙2	No.22				「不可抗力のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって・・・」とありますが、「通常の見込み可能な範囲」については、募集要項等の公表（契約書（案））にて明確な基準をご提示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
348	リスク分担表	別紙2	No.22				「不可抗力」が原因として他のリスク分担の項目に影響を与えた場合、共通「不可抗力」のリスク分担が優先されて適用されると考えますが、このような理解でよろしいでしょうか。また、事業者の負担については、募集要項等の公表時にご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりですが、発生した事象に応じて適切な負担者を決定します。後段については、ご理解のとおりです。
349	リスク分担表	別紙2	No.22				「流入水質及び流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合」の定義について、具体的にご提示いただけないでしょうか。	契約書（案）に示します。
350	リスク分担表	別紙2	No.22				感染症の流行も不可抗力に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 345の回答をご参照ください。
351	リスク分担表	別紙2	No.22				「注3 事業者の管理業務の過失により発生した場合を除く。」とされていますが、22番の不可抗力の定義によれば、市・事業者の双方に帰責性がなく、かつ「通常の見込み可能な範囲外のもの」であるため、そのような状況での事業者の過失は概念的にも考えにくいと言えます。従いまして、注3をご削除いただくか、または具体的な想定ケースをご提示いただけないでしょうか。	当該箇所については、原文のとおりとします。例えば、大雨警報等が発出していたにも関わらず、事業者が事前の対応を怠った結果、本施設の一部が損傷した場合などがこれに該当します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
352	リスク分担表	別紙2	No.22				「注4 不可抗力により、市に追加費用その他損害が発生した場合又は、第三者に損害が発生し市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。」とありますが、市に生じた追加費用その他の損害は分担対象ではなく、(不可抗力であるため) 帰責性のない事業者がこれを負担することは困難と考えます。 また、不可抗力により第三者に発生した損害は、(不可抗力であり帰責性が無い以上) 事業者が当該第三者に対して法的責任は生じないため、事業者が負担することはないと考えます。(なお、市が不可抗力であって帰責性がないにも関わらず当該第三者に対して支払い等を行う場合があれば、それは政策的な配慮等に基づくものであり、事業者とのリスク分担の対象とはなりえないと考えます。) このような理解でよろしいでしょうか。	市の請負契約約款第29条の考え方を参考に、市と事業者のリスク分担を設定する予定です。詳細は契約書(案)に示します。
353	リスク分担表	別紙2	No. 23				「設計、建設段階における技術進歩に伴い、設備の内容に変更が必要となる場合」とあるが、「設備の変更が必要となる場合」とは具体的にどのような技術進歩を指すものと考えればよろしいでしょうか。	技術進歩等により事業者が提案時に想定していた事業費よりも割高になると事業者が判断し、自ら新技術等への変更を要望する場合のコスト負担としてご理解ください。
354	リスク分担表	別紙2	No. 23				技術進歩に伴い、設備の内容に変更が必要となる場合、について、具体的にご教示ください。	No. 353の回答をご参照ください。
355	リスク分担表	別紙2	No. 23				技術進歩において、設計、建設段階における技術進歩に伴い、設備の内容に変更が必要となる場合の負担が事業者とされていますが、事業者の責めに帰さない事由により当該変更が生じたものについては、貴市の負担としてご検討いただけないでしょうか。	No. 353の回答をご参照ください。
356	リスク分担表	別紙2	No. 23				「技術進歩」について、設備内容というのは対象施設の設備を指すのか、それとも事業者の工事等で使用する設備を指すのかどちらでしょうか。	No. 353の回答をご参照ください。
357	リスク分担表	別紙2	No. 23				ICT等の技術進歩に伴い、提案していた内容から貴市が変更を許可しコスト縮減が図れた場合、事業者の企業努力と考え、契約金額の返還等は求められないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
358	リスク分担表	別紙2	No.23				「設計、建設段階における技術進歩に伴い、設備の内容に変更が必要となる場合」は事業者のリスク負担とされていますが、契約書を締結した後の設備内容の変更は要求水準書等の変更となり、これによる増加費用等は貴市のリスク負担としていただけないでしょうか。	No. 353の回答をご参照ください。
359	リスク分担表	別紙2	No.24				議会の不承認は、貴市のコントロール下で起こる事象であるため、「市の責に帰すべき事由」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
360	リスク分担表	別紙2	No.24				事業契約に従い市が追加費用を負担する場合の財源確保について、「市の責に帰すべき事由」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
361	リスク分担表	別紙2	No.25				「契約を締結しない場合」の違約金に関する条件等については、募集要項等の公表にてご提示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
362	リスク分担表	別紙2	No. 29				「調査、設計費用の増大」について、対象施設において、市側の委託した第三者による工事等により調査が遅れることで費用が増大した場合は、市の事由による調査、設計費用の増大となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
363	リスク分担表	別紙2	No.34				地中埋設物のリスクは、新設予定の流入渠の布設工事においても、貴市の分担であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
364	リスク分担表	別紙2	No.34				本施設の敷地内における電気ケーブル、ハンドホール等についても、見えない埋設物のリスクは貴市の分担との理解でよろしいでしょうか。	募集要項等から合理的に推察できない範囲については、ご理解のとおりです。
365	リスク分担表	別紙2	No. 35				環境汚染物質に起因する費用は、調査を行ってからの管理区分の設定が必要です。市のリスク分担になっておりますが、管理棟の撤去にあたり募集要項等の公表時に区分の設定がされるのでしょうか。または、事業者決定後に別途協議でしょうか。	事業者決定後に別途協議の予定です。
366	リスク分担表	別紙2	No. 36				貴市が「別途発注する建設工事」として、現状、どのようなものをご想定されておられますでしょうか。	現在施工中の汚泥処理施設の更新工事の他、本事業の業務範囲外の維持管理期間中の更新工事などがこれに該当します。
367	リスク分担表	別紙2	No. 37 , 38				昨今の国際情勢（戦争・国際紛争を含む）又は／及び急激なインフレーション等、建設資材の高騰や労務費の増大等、建設費用が予想せぬ要因により増大する可能性もありますが、それらの場合は、No.22不可抗力（注3, 注4を含む）又は／及びNo.17物価変動リスク（注2を含む）の適用を受けるとの理解で宜しいでしょうか。	契約書（案）に示します。
368	リスク分担表	別紙2	No.37				事業者が提出した（貴市が承認した）提案書の内容を超える業務等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	市の事由に該当する場合においては、ご理解のとおりです。
369	リスク分担表	別紙2	No. 38				建設費用の増大において、上記以外の要因（市の事由による費用の増大）によるものは事業者負担とされていますが、物価変動に関しては、No.17（物価変動）が優先されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
370	リスク分担表	別紙2	No. 38				建設段階のリスク種類「建設費用の増大」に関して、「市の事由」以外の要因はすべて「事業者負担」となっていますが、「不可抗力」によるものは除くとの理解でよろしいでしょうか。	No. 367の回答をご参照ください。
371	リスク分担表	別紙2	No. 40				建設段階のリスク種類「建設の遅延及び未完」に関して、「市の事由」以外の要因はすべて「事業者負担」となっていますが、「不可抗力」によるものは除くとの理解でよろしいでしょうか。	No. 367の回答をご参照ください。
372	リスク分担表	別紙2	No. 40				不可抗力を原因とした建設の遅延、及び未完はNo. 40には該当しないという理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
373	リスク分担表	別紙2	No. 41				工事的物引渡し前に工事的物に生じた損害は事業者負担とされていますが、当該損害が市の帰責事由により生じた場合には、市に負担いただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
374	リスク分担表	別紙2	No. 41				不可抗力を原因とした引渡前損害は、No. 41に該当しないという理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
375	リスク分担表	別紙2	No.41				引渡前損害について、No. 22に規定されている不可抗力による損害の場合は、No. 22のリスク分担が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
376	リスク分担表	別紙2	No.43				「上記以外の要因によるもの」との記載について、「事業者の事由によるメンテナンス、修繕対応の遅延・未完工・費用の増大」との記載に変更して頂けないでしょうか。現行の文言では事業者の帰責でないリスク（住民対応や不可抗力等）によって生じる維持管理・修繕の遅延リスクを負うことも想定されるためです。	記載内容を修正します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
377	リスク分担表	別紙2	No. 44					(別紙2) リスク分担表のNo. 44において、再構築対象施設の契約不適合のリスク分担が記載されています。既存水処理施設を耐震補強した場合の契約不適合期間の考え方(一定の年数設定※1を設ける等)について教えてください。 ※1_公共工事標準請負契約約款や貴市の工事請負契約約款等を基に設定等。	契約書(案)に示します。
378	リスク分担表	別紙2	No. 44、45					「契約不適合責任期間」の具体的な期間をご教示願います。	No. 377の回答をご参照ください。
379	リスク分担表	別紙2	No. 46					(別紙2) リスク分担表のNo. 46において、再構築対象施設の施設性能のリスク分担が記載されています。再構築対象施設の施設性能に対して、要求される機能を満たしていないために、改修・撤去の必要が生じるリスクとありますが、撤去に至るリスク事象がイメージできません。この点の考え方について教えてください。	「要求される機能を満たしていないために、改修・撤去の必要が生じるリスク」のうち、撤去の必要が生じるリスクについては削除します。
380	リスク分担表	別紙2	No. 46					再構築対象施設の「施設性能」について、当該要求される機能を満たしていないことによる改修、撤去リスクというのは工事の契約不適合責任による機能不足を指すのか、それともそれ以外の原因による機能不足を指すのか。	契約不適合責任によるリスクはリスク分担表のNo. 44及びNo. 45のとおりです。当該リスクは、契約不適合責任とは異なる原因に起因するものとお考えください。
381	リスク分担表	別紙2	No. 46					再構築対象施設の施設性能について「要求される機能を満たしていないために、改修・撤去の必要が生じるリスク」と記載がありますが、設計・建設時には性能を満たしていたが、適切な維持管理が実施されずに性能不足になったケースを指しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
382	リスク分担表	別紙2	No. 47					(別紙2) リスク分担表のNo. 47において、既存施設対象施設が挙げられています。この既存対象施設の定義は、P. 18の表8に示す撤去施設に限定されるもののでしょうか。No. 44からNo. 48の各リスクは再構築対象施設及び既存施設撤去対象施設において、一部重複するリスクがあると考えます。この点の考え方について教えてください。 例えば、再構築対象施設に対して、既設水処理施設の耐震補強を行い活用する場合は、No. 47の注6の記載に準じて処理を行うことになるのではないのでしょうか。ただし、この場合でも劣化、経年化による性能不足と耐震補強後の耐震性能は直結しないと考えます。	リスク分担表のNo. 47は、既設施設(新汚泥処理棟も含む)と撤去施設となっているため、撤去範囲以外も含んでいます。No. 44からNo. 46は、今回事業で事業者自らが再構築された施設となります。耐震補強を行った場合は、事業者側が劣化等も含めて活用できると判断したものであるため、事業者側のリスクに含まれます。ただし、耐震性能において基準が変わった場合は、これに限りません。
383	リスク分担表	別紙2	No. 47	注6				「事業者の提案により撤去対象施設を活用することとした場合は、事業者の負担とする。」と記載がありますが、「撤去対象施設」とは、表1(P. 2)や図1(P. 2)に記載のある「撤去施設」に該当するものと考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりですが、募集要項等の提示にあたって、修正する可能性があります。
384	リスク分担表	別紙2	No. 47	注6				表1(P. 2)や図1(P. 2)に記載の「再構築対象施設」について耐震補強をした上で使用する場合、施設の経年劣化に対するリスク分担は市か事業者のいずれの範囲と考えればよろしいのでしょうか。	施設の劣化も考慮されたうえでの提案を想定しているため、事業者の範囲と考えています。
385	リスク分担表	別紙2	No. 47					注6について、撤去対象施設を活用する場合、事業期間中における構造物の補修や設備の更新費用は、事業者の負担となると考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
386	リスク分担表	別紙2	No. 47					注釈6に「事業者の提案により撤去対象施設を活用した場合は、事業者の負担とする」とありますが、施設を再構築する過程で活用せねばならない状況においても全て事業者負担となるのでしょうか。	再構築過程に関するリスク分担ではありません。耐震補強などを実施し、再利用する場合のことを示しています。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
387	リスク分担表	別紙2	No. 49 .50					昨今の国際情勢（戦争・国際紛争を含む）又は／及び急激なインフレーション等、設備機器の高騰や労務費の増大等、維持管理費用が予期せぬ要因により増大する可能性もありますが、それらの場合は、No.22不可抗力（注3,注4を含む）又は／及びNo.17物価変動リスク（注2を含む）の適用を受けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、国際情勢による労務費の増大等は考え難いと思われます。全てが適応するわけではないため、個別に協議を行うこととなると考えます。
388	リスク分担表	別紙2	No. 50					維持管理費の増大に関して、本事業は、設計・建設期間中にも、修繕等を含む維持管理業務を実施しなければならない状況となっています。既存設備納入メーカーが、事業者を選定されないことを理由に、修繕対応の拒否、修繕費用の増大を要求された場合、事業者の公平性を保つためにも、市の責任で対応するよう考えてよろしいでしょうか。	必ずしも修繕拒否等が発生するとは考えにくいいため、個別に協議したうえで判断します。
389	リスク分担表	別紙2	No. 51, 52 .53					「要求水準書に示す想定を逸脱する水準」との記載がございますが、想定を逸脱する水準について、具体的にご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。契約書（案）に示します。
390	リスク分担表	別紙2	No.55					「事業終了時の施設状態の要求水準の未達」との記載について、要求水準書（案）の公表時において、「事業終了時の施設状態の要求水準」について、具体的にご提示いただけるとの理解でよろしく願いたします。	事業終了時の施設状態の要求水準は、実施方針（案）の4ページ第1_1_(11)をご参照ください。
391	リスク分担表	別紙2		注記2				「一定範囲」とありますが、募集要項等の公表（契約書（案））にて明示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 326の回答をご参照ください。
392	リスク分担表	別紙2		注記4				「一定の額までを事業者の負担」とありますが、募集要項等の公表（契約書（案））にて明示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 339の回答をご参照ください。
393	リスク分担表	別紙2		注記5				募集要項等から合理的に推察できるものは除くがありますが、“合理的に推察できる”具体的な事例は提示頂けますでしょうか。	No. 394の回答をご参照ください。
394	リスク分担表	別紙2		注記5				募集要項等から合理的に推察できるものとは、開示された既存図面、資料等から読み取れるものと、現地見学会等でHH、MH、埋設標識等で確認できるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項等に、確認・推測できるものを示します。
395	その他							維持管理業務において、市からの支給物、貸与物があればご教示願います。	随時公表します。